

第十三回 参議院法務委員会會議録第六十号

昭和二十七年六月十九日(木曜日)

午後四時五十一分開会

出席者は左の通り。

委員長

小野 義夫君

理事

宮城タマヨ君

伊藤 修君

松浦 定義君

加藤 武徳君

左藤 義詮君

玉柳 實君

長谷山行毅君

岡部 常君

中山 福藏君

内村 清次君

吉田 法晴君

片岡 文重君

紅露 みつ君

羽仁 五郎君

国务大臣

法務総裁

木村篤太郎君

政府委員

内閣官房長官

保利 茂君

内閣官房副長官

鮎木 亨弘君

法務政務次官

龍野喜一郎君

法制意見長官

佐藤 達夫君

法務府法制意見第二局長

林 修三君

刑政長官

清原 邦一君

法務府検務局長

岡原 昌男君

法務府特別審査局長

吉河 光貞君

法務府特別審査局長

関 之君

法務府特別審査局長

吉橋 敏雄君

事務局側

常任委員

西村 高兄君

常任委員

堀 真道君

常任委員

堀 真道君

常任委員

堀 真道君

常任委員

堀 真道君

常任委員

堀 真道君

常任委員

堀 真道君

常任委員

堀 真道君

常任委員

堀 真道君

常任委員

堀 真道君

常任委員

堀 真道君

常任委員

堀 真道君

常任委員

堀 真道君

常任委員

堀 真道君

常任委員

堀 真道君

常任委員

堀 真道君

常任委員

堀 真道君

常任委員

堀 真道君

常任委員

堀 真道君

常任委員

官から発言を求められましたから許可いたします。

○政府委員(保利茂君) 昨日当委員会におきまして各委員の熱心なる御意見に基きまして、私は今早朝総理大臣にお目にかかりまして、当委員会の委員各位の御意見、併せて委員会の空気を御伝えいたしました。重ねて出席かたを御相談申し上げたところ、自分として社会的に極めて大きい問題として扱われておる重要議案のこととて、いいますから、出席をいたして自分の所見も申したいという気持であるけれども、所務により今週は是非静養をさして頂きたいと枉げて委員各位に御了解を得てくれるようにというお話でございました。この段階報告を申し上げますと共に、今日まで委員各位の御熱心な長期に亘る御審議の期間に総理大臣の、委員長の要請がありましたにもかかわりませず御出席を見ることができました。これは私の努力の至らざるところでございまして衷心遺憾に存しております次第でございます。総理大臣の出席のことは右申しました事情でございますから御了承を頂きます。御審議をお進め頂きますようにお願いを申し上げる次第であります。

○内村清次君 本破壊活動防止法案の重要性の点につきましては、私が更にここに語を継いで申し上げますが、ただ衆議院が四月二十八日から本会議においてこれを参議院に送付いたしましたところから約一カ月半以上に亘るこの本委員会の審査に当りまして、総理がこの法案の重要性に鑑みまして、国民に對しまして現下の治安問題及び又この治安に重大な要素を持つておりますところの国内経済の問題、国民生活の問題、こういう問題についての連関した所見を吐露せられまして、そうして真にその必要性の所見、これが我々委員会といたしましてはその所見の真意によりまして、そうして私たちは又この法案に對するところの態度についても大いに考慮を要する点もあつたと存するのであります。この重大な段階の又独立後の日本の重大な段階におきまして、このような法案の提出に對しましての総理の意見が委員会を通じて聞かれなかつたというところは、私はこれは総理が平素国会に對するところのお氣持に對して、国会の審議に對する熱意、この点に欠けておるといふことを私は率直に認めざるを得ないのであります。この点に對しましては、私はなお只今の官房長官の御説明又陳謝の意によりましても釈然としなない点があるものであります。事いやすくもこれは国民の大きな関心を持つておるところの法案でございます。さういふような重要な点につきまして国会を輕視せられたところの總理……これはどうしても一つ總理自体御反省頂くということが私たちの最も念願するところでございます。この立憲政治の下におけるところの国会の重要性、この国民の国会の重要性を

よく一つ認識をして頂くということを重ねて私は申述べまして、不満ではございませんが、只今の説明に對しまして了承をいたす次第であります。

○委員長(小野義夫君) 三法案に對する質疑は終局したものと認め、直ちに討論採決に入ることに御異議がございませんか。

○委員(小野義夫君) 御異議ないものと認めます。これより討論に入ります。

その前に先ほど私が、委員長及び理事會において決定いたしましたことを御報告申し上げましたうちに誤解があるかも知れませんが、これを訂正させていただきます。本日討論採決して二十三日の本会議に上程と申しましたのは、国会が会期が延長された場合のものでありますので、そのことを申添えておきます。

それから御発言の時間につきまして、打合せにおきまして御了承を願いました範囲内で成るべくお願い申し上げます。

先ず中山君の発言を許します。

○中山福藏君 私はこの場合破壊活動防止法案並びに公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、以上三法案に對しまして次のような修正案を提出したいと存じます。つきましては便宜上口述することをやめまして、朗読させていただきます。

破壊活動防止法案の一部を次のように修正する。

○委員(小野義夫君) 御異議ないものと認めます。これより討論に入ります。

その前に先ほど私が、委員長及び理事會において決定いたしましたことを御報告申し上げましたうちに誤解があるかも知れませんが、これを訂正させていただきます。本日討論採決して二十三日の本会議に上程と申しましたのは、国会が会期が延長された場合のものでありますので、そのことを申添えておきます。

それから御発言の時間につきまして、打合せにおきまして御了承を願いました範囲内で成るべくお願い申し上げます。

先ず中山君の発言を許します。

○中山福藏君 私はこの場合破壊活動防止法案並びに公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、以上三法案に對しまして次のような修正案を提出したいと存じます。つきましては便宜上口述することをやめまして、朗読させていただきます。

破壊活動防止法案の一部を次のように修正する。

○委員(小野義夫君) 御異議ないものと認めます。これより討論に入ります。

その前に先ほど私が、委員長及び理事會において決定いたしましたことを御報告申し上げましたうちに誤解があるかも知れませんが、これを訂正させていただきます。本日討論採決して二十三日の本会議に上程と申しましたのは、国会が会期が延長された場合のものでありますので、そのことを申添えておきます。

それから御発言の時間につきまして、打合せにおきまして御了承を願いました範囲内で成るべくお願い申し上げます。

先ず中山君の発言を許します。

○中山福藏君 私はこの場合破壊活動防止法案並びに公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、以上三法案に對しまして次のような修正案を提出したいと存じます。つきましては便宜上口述することをやめまして、朗読させていただきます。

破壊活動防止法案の一部を次のように修正する。

○委員(小野義夫君) 御異議ないものと認めます。これより討論に入ります。

その前に先ほど私が、委員長及び理事會において決定いたしましたことを御報告申し上げましたうちに誤解があるかも知れませんが、これを訂正させていただきます。本日討論採決して二十三日の本会議に上程と申しましたのは、国会が会期が延長された場合のものでありますので、そのことを申添えておきます。

それから御発言の時間につきまして、打合せにおきまして御了承を願いました範囲内で成るべくお願い申し上げます。

先ず中山君の発言を許します。

○中山福藏君 私はこの場合破壊活動防止法案並びに公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、以上三法案に對しまして次のような修正案を提出したいと存じます。つきましては便宜上口述することをやめまして、朗読させていただきます。

破壊活動防止法案の一部を次のように修正する。

○委員(小野義夫君) 御異議ないものと認めます。これより討論に入ります。

その前に先ほど私が、委員長及び理事會において決定いたしましたことを御報告申し上げましたうちに誤解があるかも知れませんが、これを訂正させていただきます。本日討論採決して二十三日の本会議に上程と申しましたのは、国会が会期が延長された場合のものでありますので、そのことを申添えておきます。

それから御発言の時間につきまして、打合せにおきまして御了承を願いました範囲内で成るべくお願い申し上げます。

先ず中山君の発言を許します。

○中山福藏君 私はこの場合破壊活動防止法案並びに公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、以上三法案に對しまして次のような修正案を提出したいと存じます。つきましては便宜上口述することをやめまして、朗読させていただきます。

破壊活動防止法案の一部を次のように修正する。

○委員(小野義夫君) 御異議ないものと認めます。これより討論に入ります。

その前に先ほど私が、委員長及び理事會において決定いたしましたことを御報告申し上げましたうちに誤解があるかも知れませんが、これを訂正させていただきます。本日討論採決して二十三日の本会議に上程と申しましたのは、国会が会期が延長された場合のものでありますので、そのことを申添えておきます。

それから御発言の時間につきまして、打合せにおきまして御了承を願いました範囲内で成るべくお願い申し上げます。

先ず中山君の発言を許します。

目次中(第一条―第三条)を(第一条―第四条)に、(第四条―第九條)を(第五条―第十條)に、(第十條―第二十五條)を(第十一條―第二十六條)に、(第二十六條―第三十三條)を(第二十七條―第三十四條)に、(第三十四條―第三十六條)を(第三十五條―第三十七條)に、(第三十七條―第四十三條)を(第三十八條―第四十五條)に改める。

第一条の次に次の一条を加える。
(この法律の解釈適用)

第二条 この法律は、国民の基本的
人権に重大な関係を有するもので
あるから、公共の安全の確保のた
めに必要な最小限度においてのみ
適用すべきであつて、いさしくも
これを拡張して解釈するようなこ
とがあつてはならない。

第二条第一項中「前条」を「第一条」
に、「必要且つ相当な限度」を「必要
な最小限度」に改め、「思想」の上
に「いさしくも権限を逸脱して」を加
え、同条を第三条とする。
第三条第一項第一号を次のように
改める。

一イ 刑法(明治四十年法律第四十
五号)第七十七條(内乱)、第七
十八條(内乱の予備、陰謀)、第
七十九條(内乱等の補助)、第八
十一條(外患誘致)、第八十二條
(外患援助)、第八十七條(外患
誘致及び外患援助の未遂)又は
第八十八條(外患誘致及び外患
援助の予備、陰謀)に規定する
行為をなすこと。
ロ この号イに規定する行為の教
唆をなすこと。

ハ 刑法第七十七條、第八十一條
又は第八十二條に規定する行為
を實行させる目的をもつて、そ
の行為のせん動をなすこと。

ニ 刑法第七十七條、第八十一條
又は第八十二條に規定する行為
を實行させる目的をもつて、そ
の實行の正当性又は必要性を主
張した文書又は図画を印刷し、
頒布し、又は公然掲示するこ
と。

ホ 刑法第七十七條、第八十一條
又は第八十二條に規定する行為
を實行させる目的をもつて、無
線通信又は有線放送により、そ
の實行の正当性又は必要性を主
張する通信をなすこと。
同条第二項第二号中「反対するため」
を「反対する目的をもつて」に改め、
同号を次のように改める。

又 この号イからリまでに規定す
る行為の予備、陰謀若しくは
教唆をなし、又はこの号イか
らリまでに規定する行為の一を
實行させる目的をもつてその行
為のせん動をなすこと。

同条第二項を第三項とし、第一項
の次に次の一項を加え、同条を第四
条とする。

2 この法律で「せん動」とは、特
定の行為を實行させる目的をもつ
て、文書若しくは図画又は言動に
より、人に対し、その行為を實行
する決意を生ぜしめ又は既に生じ
ている決意を助長させるような勢
のある刺激を与えることという。
第四条第一項第二号中「頒布し、
又は頒布する目的をもつて所持す
ること」を「又は頒布すること」に改

め、同条を第五条とする。
第五条を第六条とする。

第六條中「第四條」を「第五條」に、
「第三條」を「第四條」に改め、同条第
二號中「せん動して」を「これを實行
させる目的をもつて人をせん動し
て」に改め、同条を第七條とする。
第七條を第八條とし、第八條を第
九條とする。

第九條第一項及び第二項中「第六
條」を「第七條」に改め、同条を第十
條とする。

第十條中「第四條第一項及び第六
條」を「第五條第一項及び第七條」に
改め、同条を第十一條とする。

第十一條を第十二條とし、第十二
條を第十三條とする。

第十三條中「審理官」を「受命職員」
に改め、同条を第十四條とする。

第十四條第四項中「審理官」を「受
命職員」に、「審理」を「弁明の聴取」
に改め、同条を第十五條とする。

第十五條中「第十三條」を「第十四
條」に、「審理官」を「受命職員」に、
「審理」を「弁明の聴取」に改め、同条
を第十六條とする。

第十六條第一項中「審理官」を「受
命職員」に改め、同条第二項中「第十
三條」を「第十四條」に改め、同条を
第十七條とする。

第十七條中「審理官」を「受命職員」
に改め、同条を第十八條とする。

第十八條中「第十一條」を「第十二
條」に、「第十條」を「第十一條」に改
め、同条を第十九條とする。

第十九條第一項中「第十條」を「第
十一條」に、「第四條第一項又は第六
條」を「第五條第一項又は第七條」に
改め、同条第二項中「証拠で取り調

べたもの」を「すべての証拠」に、「第
十六條」を「第十七條」に改め、同条
を第二十條とする。

第二十條を第二十一條とする。

第二十一條第二項中「前項」を「第
二項」に改め、同条第三項中「第六
條」を「第七條」に、「第四條」を「第五
條」に改め、同条第二項を第五項
とし、第三項を第六項とし、第一項
の次に次の三項を加える。

2 公安審査委員会は、前項の取調
分をするため、左の各号に掲げる処
分をすることができる。

一 関係人若しくは参考人の任意
の出頭を求めて取り調べ、又は
これらの者から意見若しくは報
告を徴すること。

二 帳簿書類その他の物件の所有
者、所持者若しくは保管者に対
し、当該物件の任意の提出を求
め、又は任意に提出した物件を
留めておくこと。

三 看守者若しくは住居主又はこ
れらの者に代るべき者の承諾を
得て、当該団体の事務所その他
必要な場所に臨み、業務の状況
又は帳簿書類その他の物件を検
査すること。

四 公務所又は公私の団体に對
し、必要な報告又は資料の提出
を求めること。

3 公安審査委員会は、相当と認め
るときは、公安審査委員会の委員
又は職員に前項の処分をさせるこ
とができる。

4 公安審査委員会の委員又は職員
は、第二項の処分を行うに當つ
て、関係人から求められたとき
は、その身分を示す証票を呈示し

なければならぬ。
同条を第二十二條とし、第二十二
條及び第二十三條をそれぞれ一條ず
つ繰り下げる。

第二十四條第一項第二号中「第四
條第一項又は第六條」を「第五條第一
項又は第七條」に改め、同条を第二
十五條とする。

第二十五條を第二十六條とする。

第二十六條中「規制に關し」の下
に「第三條に規定する基準の範圍内
において」を加え、同条を第二十七
條とする。

第二十七條を第二十八條とし、以
下第三十一條まで順次一條ずつ繰り
下げる。

第三十二條第一項中「第三十條」を
「第三十一條」に改め、同条を第三十
三條とする。

第三十三條を第三十四條とする。

第三十四條中「第四條第一項又は
第六條」を「第五條第一項又は第七
條」に改め、同条を第三十五條とす
る。

第三十五條を第三十六條とし、第
三十六條を第三十七條とする。

第三十七條を次のように改める。
(内乱、外患の罪の教唆等)

第三十八條 刑法第七十七條、第八
十一條若しくは第八十二條の罪の
教唆をなし、又はこれらの罪を實
行させる目的をもつてその罪のせ
ん動をなした者は、七年以下の懲
役又は禁じに処する。

2 左の各号の一に該當する者は、
五年以下の懲役又は禁じに処す
る。

一 刑法第七十八條、第七十九條
又は第八十八條の罪の教唆をな

した者

二 刑法第七十七條、第八十一條又は第八十二條の罪を實行させる目的をもつて、その実行の正当性又は必要性を主張した文書又は図面を印刷し、頒布し、又は公然掲示した者

三 刑法第七十七條、第八十一條又は第八十二條の罪を實行させる目的をもつて、無線通信又は有線放送により、その実行の正当性又は必要性を主張する通信をなした者

3 刑法第七十七條、第七十八條又は第七十九條の罪に係る前二項の罪を犯し、未だ暴動にならない前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第三十八條中「反對するため」を「反對する目的をもつて」に、「又は第二百三十六條」を「若しくは第二百三十六條」に、「教唆又はせん動」を「若しくは教唆をなし、又はこれらの罪を實行させる目的をもつてするその罪のせん動」に改め、同条を第三十九條とする。

第三十九條中「反對するため」を「反對する目的をもつて」に、「教唆又はせん動」を「若しくは教唆をなし、又はこれらの罪を實行させる目的をもつてするその罪のせん動」に改め、同条を第四十條とする。

第四十條を第四十一條とする。
第四十一條中「第七條又は第八條」を「第八條又は第九條」に改め、同条を第四十二條とする。

第四十二條中「第四條第二項又は第五條」を「第五條第二項又は第六條」に改め、同条を第四十三條とする。

る。

第四十三條中「第十四條」を「第十五條」に改め、同条を第四十四條とし、同条の次に次の一條を加える。
(公安調査官の職權濫用の罪)

第四十五條 公安調査官がその職權を濫用し、人をして義務のないことを行わせ、又は行うべき權利を妨害したときは、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

附則に次の一項を加える。
6 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一號)の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第一項中「刑法第百九十三條乃至第百九十六條」の下に「又は破壊活動防止法(昭和二十七年法律第 号)第四十五條」を加える。

以上は破壊活動防止法案に対する修正案であります。
次に公安調査庁設置法案に対する修正案を附説として頂きます。

公安調査庁設置法案の一部を次のように修正する。
第七條第十二号中「審理」を「弁明の聴取」に改める。

第八條及び第九條中「第三條」を「第四條」に改める。
次に公安審査委員会設置法案に対する修正案を附説として頂きます。

公安審査委員会設置法案の一部を次のように修正する。
第四條中「四人」を「六人」に改める。
第十一條中「二人」を「三人」に改める。
附則第三項中「それぞれ一年、二年及び三年」を「二年」に改める。

以上の通りでございます。何とぞ御審議の上御協賛賜わらんことをひとえにお願いいたします。
○委員長(小野義夫君) 次に伊藤委員、御発言を願います。

○伊藤修君 本案に對しましてはすでに五十日に亘るところの審査のその過程において、その欠点を著しに指摘してあるはずであります。この法律は一つに成立することあるならば、それは曾つての日本のあの姿に立戻るといふ不幸な事態を招くことは必然であると考えます。折角我々が新憲法において民主化を確立し、基本人權を保障されたところの建前がごとく本法において破壊せられるところの結果をもちたされることは必然であると思つての戦争前後の政府のつた態度と何ら異ならないと私は確信する次第であります。若しさうなことがありましますならば、これこそ折角我々が新憲法の下に新しい日本を建設しようといふこの心構へは、根柢から破壊される結果を見ることは火を見るよりも明らかであると思つて、かような輦點からいたしまして、我々が曾つて指摘しておりました本法の持つところの各欠点を修正するにあつたならば、到底本法に對しまして容認することはできない、かように考えまして、私はこの際修正案を提出したいと存する次第であります。只今中山委員よりなされたところは修正案の定義に對しましては、これは勿論その一部におきましては私の考えと相照應するものもありまします。併しその基本たるところの、即ち輦點においてかましく指摘されるところの輦點においては、却つて拡大されたところの結果をもたらしてお

大されたところの結果をもたらしておる。何となれば外患に對しましてこれを輦點罪を適用しようとする、乃至は輦點罪に對するところの意義を定めるために定義を置かれたことが、却つて輦點と教唆の混同をそれ自体証明して余りあるものと言わなくてはならぬ。又本法において指摘されるところの文書圖書の問題に對しましてはただ所持を削られたのみであつて、その文書圖書に對して表現せられるところの思想について制約というものは、何ら改めておられない結果であると言わなくてはならぬと思つて、又公務執行妨害罪に對しましては、何らこの點について触れることなく、原案をそのまま支持せられる点におきましては、國民と共にこの點に對しましては不満に堪えない次第であります。その他挙げ参りますれば、只今の修正案に對しましては國民の強く要望するところの輦點の大部分を無視した考へ方であると言わなくてはならぬ、少くとも今日の國政の上におきましては、ひとり國民は参議院に對しまして深く信頼をいたしておる次第です。参議院はこの國民の信頼に應ずべく、少くとも輦點を無視することなく輦點のすべて、若くは大部分をこゝに取入れまして、國民の期待に副うことが我々議員に与えられたところの當然の義務であらうと、かように考える次第です。私は原案に對しましては、先に質疑中において申し上げましたごとく原案そのものに對しましては、到底これは修正の余地のないといふほどの不出来の法案であると考えざるのであります。仮にこれを成立すると仮定いたしますれば、この法案に對しましては、少くとも國民が

指摘するところの部分は取入れて、以て法案を大修正をなすにあらざれば國民としてこれを受入れるところの態勢にはあることはいふ、かように固く信じておる次第であります。故に以下修正の要旨を申し上げまして皆様の御意見に聞きたいと思つております。

先ず第一に本法の第二條において、ひとり調査官に對するところの規制をなされております。併しこれは本法の持つところの意義は行政処置の場合と司法処置の場合とがその半ばをなしておることは法文の構成上明らかであります。この點に對しましては、ひとり行政官に對するところの規制のみならず、この種の即ち本法案に盛り込まれておるところのこの刑事規定に對しましては、捜査を開始する場合において、これらの係官に對しましてはなお本法第二條の規制を掲げる必要があると確信する次第であります。この點に對しましては同様捜査官に對しましては第二條の規制を適用しようと思つて、この第二條を修正することにいたしました。即ち第二條中において捜査官に對しても同様、本法を守るべきことを示唆することにいたす次第であります。

次に本法に規定せられるところの輦點、即ち第三條第一項第一号、第二号、第六條の第二号、第三十七條、第三十八條、第三十九條にいずれも表示せられておるところの輦點の文字はすべてこれを削ることにいたしました。即ちこの點に對しましては、すでに論議において十分繰返されておりますから、この輦點を削る趣旨はあえてここで繰返さないであります。が、本法が最も危険とせられるところ

は、この扇動罪を掲げることにあるのです。勿論政府のお考えからいたしますならば、扇動こそというお考えもありましようが、国民からいたしますならば、扇動こそ除かなかつたならば、国民の基本人権は易易としてこれを毀損せられるところの虞は十分あり得ると思ふのであります。且つ又社会生活をする上から行きましても、この条文があることによつて我々の生活の安定というものは到底期しがたいと、かように確信する次第であります。又かような文章のあることによりまして、国民のこれに対するところの杞憂、不安又国民の文化向上、思想の現況、こ

ういう面に対しては多大にこれを制約し、今後におけるところの国民生活の上から言論のすべてを著し、去ると、国民は黙して語らないという状態に置かざる結果を見ることは火を見るより明らかなである。若しさうな結果をもたらされれば、それこそ民主主義は根柢から破壊され基本人権は奪ひ去られるものと言わなくちやならんものと思ふ。

次に第三点に修正したいのは、本法の第三条の一号のハの規定であります。この表現は御承知のごとく非常に曖昧模糊でありまして、これこそ今日の文化の面においては非常に阻害をなすことはすでに論議尽されておることでありまして、これは少くともその目的を明らかにし、且つその犯罪構成要件を明示することによつてこそ、初めてこれが是認せられるものと言わなくちやならん。原案のごとく曖昧模糊たる表現を以てすれば、すべての研究というものはこれによつて阻止される

ことと明らかであるのみならず、この点において私はハ号の修正は当然なざるべきものと考える次第であります。

次に三条のロの規定、即ち公務執行妨害罪、これは当然刑法所定の規定によつて賄ひ得る犯罪であり、本法において特に取上げるところの必要は認めがたい。若しこれを本法において特段に取上げると申しますれば、多くの集会、大衆行動というものが、たゞ／＼誤つてこれらの係官等の摩擦、衝突といふことが即破壊活動と認定せられまして、微々たるこれらの行為が、それ自体が第四条、第六条の規制を以てせられるというやうな不合理な結果をもたらすことは、質疑中において明確にされておる次第であります。従つてこの点に對しまして私は削除を求めたいと思ふのであります。

第五に公安調査庁におけるところの審理手続の規定であります。これはすでに私が申し上げました如く、一つの官庁の下に審理官と調査官とを同一官庁の下に所在せしめて、片手において調査し、片手において審理するというこの在り方は、今日の法規の大勢から申上げましても、到底容認し難いこの構成であるのみならず、又これを以ていたしますれば国民は納得して、これらの調査審理に服するゆえんのものは何ものも認め難い、危険も又甚しい、同一官庁に属するところの調査官の手によつて調査されたその事項は、その同一官庁の審理官によつてこれが審理せられる、すべてがこの手によつて確定づけられる、その範圍において委員

会が審理しなくてはならん、この法律構成はそれ自体が畫面審理の枠を定めて、公安調査官の考えることが最終決

定を証言するものと言わなくちやならん、さうな不合理はこの法律自体が証明しておる、これは当然是正されなくてはならんと思ふ。この点に對しましては只今中山委員の修正案においても取入れられておる次第であります。これは本法においては、当然抹殺すべきところの制度であります。即ち審理官制度はこれを廃止する、従つて公安調査庁における取調は、單なる取調期日とし、取調手続とし、それに対して容疑を受けたところの団体は、これに對して攻撃防禦の方法を講じ、而して自己の所信を明らかにして、その取調への杜撰であるとか、取調の間違つておるとか、取調の不当であるとかいふことを指摘してこの反省を促す、かう

の如きその結果を審理委員会に持ち込むと、こゝういふ態勢を整えることが当然の法律構成としての在り方だと考

えるのであります。

次に委員会の手続であります。これは本法に定めるところのものは、いわゆる審理制度を先ず定めておる審理官においてすべてを確定するという建前をとります。委員会はその範圍においてこれを審理決定するという建前をとつておられますから、非常に簡にして要を得ていない。この点は衆議院の修正のみによつては委員会制度の本質といふものは明確でない。本法において最も重要な点は、この最後の決定

或いは中間的決定とも言い得るでしょう。この決定の方式について、国民が納得し、国民の危惧を絶対に阻止し得るという態勢をとられてこそ、初めて安心してこの委員会に任せ得るといふことが肯けると思ふ。この意味におきまして、この委員会における職務

権限というものは、先ずその審理手続の半非公開或いは公開という考え方をとり入れること、又委員会は与えられたところの資料に對しつゞき、独自に、又申立によつてこれがつゞきに、その真相を究明し得る、即ち検証であるとか、証人調べであるとか、本人尋問であるとか、その他書類の取寄せであるとか、書類の檢閲であるとか、或いは職権を行使して、以て真相を把握することに努め得るやうな構成にされることとが最も正しいと考へるのです。又国民といたしまして、こゝうした保障あつてこそ初めて本法のごとき法律の建前を認容し得るものと思ふのであります。こゝうした考え方の下に、この委員会制度をすべて変更するといふやうに

いたしたいと考へるのであります。

次に本法において最も危険視されるべきところのものは、委員会において決定せられたその決定が直ちに効力を生ずることでありまして、これに對しては、その決定を受けたところの団体が異議を申立てる、執行の停止を申立てる、こゝうした場合において、總理大臣の異議申立によつてその執行停止はなし得ないという、この行政事件訴訟特例法第十條第二項の但書を本法の場合に適用しない、こゝうすることに

よつて国民の権利を保障するやうな立場をとりたいと考へるのであります。この場合において、若しこゝういふことを許すならば、国家は公共の福祉を守るに、こゝういふ目的が達成し得ない、こゝういふところの非難があるか

も存じませんが、これが若しこゝういふやうな事例があるといひますれば、即ち行政事件訴訟特例法第十條の二項の前段の、いわゆる公共の福祉云々

と、この規定を適用いたしまして、国会自体が、裁判所に對しまして、その仮処分に対するところの異議の申立をいたしまして、裁判所の自由の判断の下にこれが停止するか否かを決定せしめて足るに存する次第であります。この点に對しましては、總理大臣の異議申立権が優先する、即ち司法権をこの点において制約するといふ本法の立て方は、絶対に排除すべきものと考へる次第であります。故に、この本法においてその点を明確にする必要があると考へ

ます。

次に、委員会の決定がなされた場合において、その取上げられた事案の基礎をなすものは、大体において、第三条において規定せられるところのいわゆる刑事事件、といふものが基礎をなすのであります。若し、この刑事事件の全員若しくは一部が無罪となつた場合においては、委員会の決定と司法裁判所の決定とが相矛盾することは明らかであります。かやうな場合におきましては、すでになされた決定が確定した

しておる場合におきましても、当然これが決定を取消し若しくは変更する規定を置くことは国民の権利保護の上においても認めなくてはならんと思ふのであります。又その事案が決定から進んで訴訟の段階において、その判決が確定した場合におきましては、当然これが再審の理由として取上げられなくてはならんと思ふ。そのやうな意味におきまして、この点を本法において修正いたしたいと考へる次第であります。

次に、かやうな場合におきまして、すでになされた処分に対してどう賄うか、これは当然その不法な決定にお

いて

いて

これを締結いたしましたして、国内的にその行政協定の実行がなされて行くところ、もうすでにその現象は切実にわかつております。国内的に然りであります。国外的におきましてはこれは国際間の、即ちこの変動或いは衝撃というものが、国内の即ち国民は全体的に身近にその衝撃を受けるように相成つて来ておるのであります。又隣国の状態におきましても、これはもう身近に自分の国境の存立の点におきまして、存亡の点におきましては身近に考えるようになるのであります。これが大きな国民に對するところの明いところの、即ち自由をもたらしものでなくして、抑

るの、この暗黒への道へ行くような不安、この不安というものが今日醜成せられておるのであります。この不安の原因というものが、いわゆるこのような条約の規定から流れておりまして、現実確かに学生の一部におきましては、この法案が両議院にかかり、まずつきにおきまして、相当のこれに対する反対の意思を述べ、或いは学者におきまして、この法案に対するところの恐怖に対する反対を述べ、或いは文人及び新聞、言論界すべてが、こういう不安のために起るところの、或いは恐怖のために起るところの不安のためにこの法案に対する反対を述べておる点がここにあるのであります。学生のかたぐいにおいていたしても、政府が、只今予備隊は軍隊ならずと言いながら予備隊の増強をやつておる、こういうような点において國際的な不安の狀態が国内的に身近に迫つて参ります。と、そうするといつ自分たちが徴兵せられるか知れないという不安に怯えて

おる、或いは又學問の自由というものがこの法案の即ち行動によつて、そうして不安が醸成せられやしないか、真理の探求というものがこれで非常に規制せられやしないかという不安に戦いておるのであります。このような原因になりましたことは、やはりこれはどうしても一方の二辺倒の外交方針によつてなされたのでありまして、これはどこまでも私は新憲法の精神に立脚する先ず總理の考え方、この考え方の反省がなされ、立脚するところの決断がなされないと、この本法が如何に修正せられまして、これを司りますところの政府閣僚及び又その一連の官僚の独善に任せるような傾向がある。心配がある。こういう点におきまして私はこの案の成立に反対するものであります。

第二の点におきましては、憲法の基本的人権、即ち基本権が、この法案によつてややもすれば憲法違反の疑いがあるという点を指摘したのでございす。この法案の第二条におきましては、「思想、信教、集会、結社、表現及び學問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本國憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に制限するようなことがあつてはならない。」という規定が設けてあります。これはたゞ国民に何と申しますか、鎮痛剤を飲ます程度の封止規定でございまして、これでは決して鎮痛はいけません。まず「不安」というものはその中から起きて来はしないかというこの国民感情というものを抑えることはできないのであります。私はこのような基本権の制限というものが、いわゆる多数の国会の議員勢力に

よつて、常にこのような法案を出して、そうして治安に対しては、或いは又國政に対してはすべて皆に帰するやうな吉田總理の獨善的な權利集中に任せるやうな方法で法案の制定がなされておる。今日において、例えば警察法の改正におきましてその通りでありまして、警察権の總理の独占或いは保安庁の改正におけるところのやはり總理のこれは將來統帥權の掌握となることと思ひます。さうな考え方、こう

いうやうな一連の權力を集中したところの考え方によりまして、この基本的人権というものが、剝奪せられて行く、こういうやうな一連の國民不安に對しまして、私たちは政府の今日と對しておりますところのこの強硬政策に對しましては、斷乎反對するものであります。私はこのときにおきまして民主主義を擁護するにはどうしても私は國民が不斷の努力を以てこの民主主義を護り抜いて行く。勿論伝統的に短い期間の民主主義というものは直ちに花が咲き実がなるうとは考えません。併しながら不斷の努力が必要だ、民主主義の確立が必要である。そのために想ひ起しますことは、アブラハム・リンカーンが申しておりますやうに、若し多數の人間が多數の威力を以て憲法に明記された權利を蹂躪し、少數者を無視するに至るときは、道義の見地から革命を肯定せざるを得ない。若しその犯された權利が重要なものであるときは恐らく革命に至るであらうと示唆いたしております。又更に少數の人を永久に欺くことはできる。すべての人を一時だけ欺くことも又できる。併しすべての人を永久に欺くことは何人もなし得ないことであると、これまたア

ブラハム・リンカーンは喝破いたして民主主義を擁護いたしておるのであります。このような多數が少數の意見、即ち言論或いは結社の自由、こういうやうな民主主義の基盤になるやうな大きな基本的な問題を次々と抑圧いたして行きますときに於いては、これは民主主義の却つて破壊になるのであります。この点を私は政府は慎重に一つ御反省になつて頂きたい、かやうに思ふものであります。

第三の点は、この法案によつていわゆる暴力的な破壊活動、そういう活動は法務總裁の御意見によりまして、これは表面に現われたところのそういう行為については、この法案によつて規制もし或いは又これを抑制することでもできるであらう、こういうやうなお考えでございしますが、私はここに起つておりますところのこのやうな社會不安の要素というものは、ただ取締法規のみを以ていたしては到底根絶といふことはできないという確信に立つておるものであります。それは僅かに一部である。若しこういうことはすでに私たちが新憲法の下におきまして基本的人権を尊重した上において、いわゆる社會の秩序を乱すもの、治安を乱すものに對するところのこの適法であるところの刑法及び刑事訴訟法、こういうやうな基本法を以てこれを取締るし、そして又改竄させる。又この社會人といつたとしての一員に復讐して、社會體成員として社會の繁榮を願うところのこの基本法というものが確立したものであります。これではよろしい。そしてこの治安の本源であるところの國民生活を向上させて行かなくちゃならん。私はこの点は実

に、總理にもお尋ねしたかったのであります。残念ながらおいでにならない。それで現今の生産指数といふものはどれくらいになつてゐるか、これは法務總裁自身が本當にこの点について、又私たちがお聞きすることも無理であつたらうと考えますが、こういうやうな生産指数が最近漸やく一三〇・六まで達してゐるにかかわらず、獨立した今日においては來年度はこれは低下する、電力その他の問題で低下して行く、こういう状況がはつきりともう現われてゐるのです。實際又國民生活の基礎になりますところの國民の總所得といふものは一体どれくらいであるか。これは日本は一人當り國民所得は百五十三・二ドルです。アメリカは千七百八十八・二ドル、日本は十一・四倍、イギリスは六百七十八・二ドル、四・四倍もあります。西ドイツにおいてはええと三百九十七・六ドル、二・六倍であります。そういうやうな國民所得の少い現状、それから社會保障制度がこれは政府の口ばかりの社會保障制度であつて、實際結核にかかつてゐる人たちがこれは二十四年度の結核死亡者が約百四十万人もある。本年度においては約百四十万人と推定せられてゐるといふやうなやうな悲惨な状態に對しまして、これに對するところの則ち結核対策に、政府はどれくらい出してゐるかといふその額におきましては僅かに、二百三十三億圓をこれを必要とするにかかわらず、約三〇〇億約三〇〇億弱しか予算に計上せられておらない、こういうやうなことでどうしてこういうこの結核の病者或いは又日本の汚名を一掃することができ得るでありまうか。住宅対策において然りでありま

す。而も又特に最近の犯罪者の多いこと、この統計を見ましても或いは強盜、殺人、竊盜、瀆職、こういうやうなこの比率にいたしまして、これは昭和十一年度と比較いたしました、二十五年度におきましても相當な數に上つてゐるのです。私はここに時間的關係もありますからその數字を申し上げませんが、いわゆる自殺の心中者が年に二万人も上つてゐるといふ現象であります。このやうな國民政策に對して、國民福祉の政策に對して無頓着であります。私はこれは極言かも知れませんが、これは私たちは何回もこの點政府に忠告いたしておりますが、この點に熱意のないにかかわらず、いわゆる再軍備の費用と考えられるところの予算構成においては予算の二一・七％もこれに割つてゐる、こういうやうなことでどうして國民の生活水準といふものが向上して行くでありまうか。私たちはこの導因といふものが、いわゆる政府の考え方、生産の集中化或いは又この富の再配分に対するところの理念の欠如によるところの富のこの懸隔といふもの、間隔といふものの、貧富の差が非常に間隔を大になして来ておる、こういう社會要素に對しまして無頓着な政府の施策を以ていたしましては、社會不安のこの大きな導因といふものは取除くことはできない。これはただ一方で縛つて行くといふやうなことで、私たちは政府の今回のこの法案の真意に對しましてどうして賛成する気にはならない。これはどうか政府が反省されて出直して、そしてこの國民の、只今も修正案も出ておりますが、そういうやうな國民一般の氣持を察して出直して来て頂くといふことを私

は特にここに主張いたして置きたいのであります。而も又この最後の重要な点につきましては、想ひ起しますことは最高裁判所長官でありますアメリカのチャールス・ヒューズが言つておられますように、われわれの制度を暴力によつて打ち倒そうというような暴動行為に對し社会を保護する重要性が大きければ大いほど、自由な政治的討論の機会を保持するために、自由な討論、自由な報道、自由な集会等憲法上の権利をおかさないで守りぬくことの必要はますます緊急のこととなる。こ

たしまして、暴風会の中山、岡部両委員御提出の修正案並びにその修正部分を除いた衆議院送付の原案に賛成し、伊藤委員提出の修正案に反対の意を表明するものであります。

極まる治安状態に對処する国内法令の整備の事情を見ますときに、遺憾ながら極めて不備であつて、これに鑑みましますときに、この際必要最小限度の新らしい治安立法が講ぜられることが緊急事だと思ふのであります。この点に關しまして、およそ世界における獨立國家にして今日の我が國のごとき不備な法的体制を以て危険な破壊活動に對処する國は他にその例を見ない実情であります。従つてかような現下の事態に對処する適切な治安立法の必要性につきましては、我が國においても良識ある國民の大多数がこれを承認し、これを希求しておるものと我々は確信しておるものであります。而してこの問題に對する現下の世論の動向を見ますのに、一部の破壊分子の惡質な反對運動のごときは論外でありま

に努むべきことは勿論であります。が、この危険な現下の暴力主義的破壊活動をそのままこれを見送り、遂には恐るべき段階が惹き起さるるまで手を拱いて傍觀するがごときは、苟しくも治安維持確保が一切の基礎であることに思ひをいたすときに到底賛成し得ないところでありま

有害な場合が起ることがあり得るからといつて、人類にとつて極めて有益な案のできることまで否定するような立論には賛成することはでき得ないのであります。過去のいかに経験は深くこれを反省し、この経験を法律の構成の中に、又その運用の面に十分取入れまして、極力害を防止して公正な運用を図り、以て国内治安保持に資するこそ、今日我々のとるべき最も賢明な途であると思ふのであります。我々は以上のような観点からいたしまして、本法案成立を必要とする議論に對しては斯くして承服し得ないのであります。

つておられるのです。これは他國のいゆる民主主義的先進國ではあります。が、他國の裁判長官がこのような考え方をよつてやつておる。残念ながら我が國の行政の長官は、いゆる憲法の理念に對しまして、このやうな民主主義に對しまして、私は遠ざかつたお考え方をしておられる。このような権力を持つたところのかたがたの作りましたところの法案といふものに、今後私たちが國民が、善良な國民一般大衆といふものが、非常な不安を打開することができないという見地に立ちまして、私はこの法案及び又修正案に對しまして反対の意を表したい、かように存する次第であります。

我が國が、ここに待望の獨立を回復いたしまして、我々國民一致して民主主義、平和國家建設に向つて一路邁進すべき時に當りまして、我々が最も憂慮に堪えないことは、国内治安の実情であります。遺憾ながらそこには集団的暴力による破壊活動が全国各地に組織的、且つ計画的に実行せられて、極めて不穩な様相を呈し、而も前途誠に寒心に堪えない情勢にありと言わなければならぬのであります。申すまでもなく、この国内不安は、現下の複雑な國際的對立に關連いたしまして、誠に容易ならぬ背景を持つ問題であります。が、今日に生きる我々といひましては、如何なる困難をも克服して、この問題を解決し、子孫に對しまして、幸福なる生活の基礎を築くべき重大なる責任を有するものと信ずるのであります。もとよりこれらの問題の解決には政治に、經濟に、教育に、文化に、又國家社会の万般に亘り、総合的施策を実施することが必要であることは勿論であります。併しながらそれがためには、先ず確保すべきは国内の治安問題であります。何と申しまして、我々國民生活安定の基礎は治安の維持にあるのであります。治安の維持なくしては、人權の尊重も、各種の自由權の擁護も決してあり得ないと思ふのであります。従いまして我々は先ず現下の事態に鑑みまして、国内治安の確保に慎重な考慮を払わなければならないのであります。而して現下の不穩

な民主主義を育成するために、かかる立法措置を避けて、むしろ他の施策の実施に努力すべきであるとの主張であります。その二は、現下の事態は未だ新たる治安立法の制定を必要としな

に努むべきことは勿論であります。が、この危険な現下の暴力主義的破壊活動をそのままこれを見送り、遂には恐るべき段階が惹き起さるるまで手を拱いて傍觀するがごときは、苟しくも治安維持確保が一切の基礎であることに思ひをいたすときに到底賛成し得ないところでありま

次に法案に對する修正論であります。が、これは本委員會における公聴会におきまして、その修正意見につきましては、傾聴すべきいろいろの御議論を拝聴いたしたのであります。併しその修正意見の大部分は民主主義の擁護、人權侵犯の虞れからして、本法がこの運用の面におきまして濫用さるることを防止するには如何にすべきであるかという点でありまして、又本委員會の議論もこの点に集中せられたのであります。由來治安立法は、その治安を維持する一面におきまして、必ず個人の自由なり、或いは權利なりが制約せられることは止むを得ないところであります。が、その人權の制約はこれを最小限度にとどめまして、法自体にその濫用を避ける方策を講じなければならぬのであります。従いまして本法はその人權擁護と濫用防止のために如何なる考慮が払われ、如何なる措置が講ぜられておるかという点につきま

たしまして、暴風会の中山、岡部両委員御提出の修正案並びにその修正部分を除いた衆議院送付の原案に賛成し、伊藤委員提出の修正案に反対の意を表明するものであります。

極まる治安状態に對処する国内法令の整備の事情を見ますときに、遺憾ながら極めて不備であつて、これに鑑みましますときに、この際必要最小限度の新らしい治安立法が講ぜられることが緊急事だと思ふのであります。この点に關しまして、およそ世界における獨立國家にして今日の我が國のごとき不備な法的体制を以て危険な破壊活動に對処する國は他にその例を見ない実情であります。従つてかような現下の事態に對処する適切な治安立法の必要性につきましては、我が國においても良識ある國民の大多数がこれを承認し、これを希求しておるものと我々は確信しておるものであります。而してこの問題に對する現下の世論の動向を見ますのに、一部の破壊分子の惡質な反對運動のごときは論外でありま

に努むべきことは勿論であります。が、この危険な現下の暴力主義的破壊活動をそのままこれを見送り、遂には恐るべき段階が惹き起さるるまで手を拱いて傍觀するがごときは、苟しくも治安維持確保が一切の基礎であることに思ひをいたすときに到底賛成し得ないところでありま

に努むべきことは勿論であります。が、この危険な現下の暴力主義的破壊活動をそのままこれを見送り、遂には恐るべき段階が惹き起さるるまで手を拱いて傍觀するがごときは、苟しくも治安維持確保が一切の基礎であることに思ひをいたすときに到底賛成し得ないところでありま

次に法案に對する修正論であります。が、これは本委員會における公聴会におきまして、その修正意見につきましては、傾聴すべきいろいろの御議論を拝聴いたしたのであります。併しその修正意見の大部分は民主主義の擁護、人權侵犯の虞れからして、本法がこの運用の面におきまして濫用さるることを防止するには如何にすべきであるかという点でありまして、又本委員會の議論もこの点に集中せられたのであります。由來治安立法は、その治安を維持する一面におきまして、必ず個人の自由なり、或いは權利なりが制約せられることは止むを得ないところであります。が、その人權の制約はこれを最小限度にとどめまして、法自体にその濫用を避ける方策を講じなければならぬのであります。従いまして本法はその人權擁護と濫用防止のために如何なる考慮が払われ、如何なる措置が講ぜられておるかという点につきま

たしまして、暴風会の中山、岡部両委員御提出の修正案並びにその修正部分を除いた衆議院送付の原案に賛成し、伊藤委員提出の修正案に反対の意を表明するものであります。

極まる治安状態に對処する国内法令の整備の事情を見ますときに、遺憾ながら極めて不備であつて、これに鑑みましますときに、この際必要最小限度の新らしい治安立法が講ぜられることが緊急事だと思ふのであります。この点に關しまして、およそ世界における獨立國家にして今日の我が國のごとき不備な法的体制を以て危険な破壊活動に對処する國は他にその例を見ない実情であります。従つてかような現下の事態に對処する適切な治安立法の必要性につきましては、我が國においても良識ある國民の大多数がこれを承認し、これを希求しておるものと我々は確信しておるものであります。而してこの問題に對する現下の世論の動向を見ますのに、一部の破壊分子の惡質な反對運動のごときは論外でありま

に努むべきことは勿論であります。が、この危険な現下の暴力主義的破壊活動をそのままこれを見送り、遂には恐るべき段階が惹き起さるるまで手を拱いて傍觀するがごときは、苟しくも治安維持確保が一切の基礎であることに思ひをいたすときに到底賛成し得ないところでありま

に努むべきことは勿論であります。が、この危険な現下の暴力主義的破壊活動をそのままこれを見送り、遂には恐るべき段階が惹き起さるるまで手を拱いて傍觀するがごときは、苟しくも治安維持確保が一切の基礎であることに思ひをいたすときに到底賛成し得ないところでありま

次に法案に對する修正論であります。が、これは本委員會における公聴会におきまして、その修正意見につきましては、傾聴すべきいろいろの御議論を拝聴いたしたのであります。併しその修正意見の大部分は民主主義の擁護、人權侵犯の虞れからして、本法がこの運用の面におきまして濫用さるることを防止するには如何にすべきであるかという点でありまして、又本委員會の議論もこの点に集中せられたのであります。由來治安立法は、その治安を維持する一面におきまして、必ず個人の自由なり、或いは權利なりが制約せられることは止むを得ないところであります。が、その人權の制約はこれを最小限度にとどめまして、法自体にその濫用を避ける方策を講じなければならぬのであります。従いまして本法はその人權擁護と濫用防止のために如何なる考慮が払われ、如何なる措置が講ぜられておるかという点につきま

たしまして、暴風会の中山、岡部両委員御提出の修正案並びにその修正部分を除いた衆議院送付の原案に賛成し、伊藤委員提出の修正案に反対の意を表明するものであります。

極まる治安状態に對処する国内法令の整備の事情を見ますときに、遺憾ながら極めて不備であつて、これに鑑みましますときに、この際必要最小限度の新らしい治安立法が講ぜられることが緊急事だと思ふのであります。この点に關しまして、およそ世界における獨立國家にして今日の我が國のごとき不備な法的体制を以て危険な破壊活動に對処する國は他にその例を見ない実情であります。従つてかような現下の事態に對処する適切な治安立法の必要性につきましては、我が國においても良識ある國民の大多数がこれを承認し、これを希求しておるものと我々は確信しておるものであります。而してこの問題に對する現下の世論の動向を見ますのに、一部の破壊分子の惡質な反對運動のごときは論外でありま

に努むべきことは勿論であります。が、この危険な現下の暴力主義的破壊活動をそのままこれを見送り、遂には恐るべき段階が惹き起さるるまで手を拱いて傍觀するがごときは、苟しくも治安維持確保が一切の基礎であることに思ひをいたすときに到底賛成し得ないところでありま

に努むべきことは勿論であります。が、この危険な現下の暴力主義的破壊活動をそのままこれを見送り、遂には恐るべき段階が惹き起さるるまで手を拱いて傍觀するがごときは、苟しくも治安維持確保が一切の基礎であることに思ひをいたすときに到底賛成し得ないところでありま

次に法案に對する修正論であります。が、これは本委員會における公聴会におきまして、その修正意見につきましては、傾聴すべきいろいろの御議論を拝聴いたしたのであります。併しその修正意見の大部分は民主主義の擁護、人權侵犯の虞れからして、本法がこの運用の面におきまして濫用さるることを防止するには如何にすべきであるかという点でありまして、又本委員會の議論もこの点に集中せられたのであります。由來治安立法は、その治安を維持する一面におきまして、必ず個人の自由なり、或いは權利なりが制約せられることは止むを得ないところであります。が、その人權の制約はこれを最小限度にとどめまして、法自体にその濫用を避ける方策を講じなければならぬのであります。従いまして本法はその人權擁護と濫用防止のために如何なる考慮が払われ、如何なる措置が講ぜられておるかという点につきま

この点は俄かに賛同し得ないのであります。又無過失損害賠償制度を設けることも、これも問題であります。これは更に慎重なる考慮、検討の下に解決せられるべき問題だと思ふのであります。

以上簡単にありますが、申し上げます。以上諸点からいたしまして、私は緑風会の中山、岡部両委員の修正案並びにその修正部分を除く原案に賛成し、伊藤委員提出の修正案に反対するものであります。

最後に、私はかような治安立法を必要とせざる日本となる日の一日も早く、私の討論を終ります。

○委員長(小野義夫君) 次に吉田君に御発言を願います。

○吉田法曹君 先に討論をいたしました内村君の討論を補足いたしましたので、私の討論を進めたいと思ふのであります。

私どもが原案と二修正案について反対せざるを得ない第一の理由は、この法案に對する世論を十分に反映していないという点であります。この破壊活動防止法の前の案であります。或いは団体等規正令であるとか、或いは保安法等について、国民の大多数、労働組合といわず、新聞雑誌出版関係者といわず、学界文筆家といわず、宗教家といわず、法曹界といわず、国民の良知良識あるかたがたの挙げての強い反対があつたことは私が今更指摘するまでもございせん。これだけ広汎にして真剣な反対運動が起られた法案は曾つてなかつたと言つても、これは決して過言ではないと思ふのであります。労働組合は三波四波と、この間に

おいては或いは政府の、或いは資本家陣営の弾圧切崩しの意図が明らかに出て参りました。然るにその中において犠牲を覚悟の上で悲痛な反対運動を続けて参りました。新聞雑誌出版界においても筆を揃えて最後の今日に至りま

すまで国会に對して反省を求め、この法案の骨抜きと撤回を求めて参られました。学界文筆家或いは文化人の反対に至りましては、先の学術会議或いは各大学殆んど挙げての反対、それは悪法反対国民運動連絡協議会になり

期せずして国会にも陳情においてなり、或いはこの法務委員と前例のない懇談会を開かれるに至りましたけれども、その間に於ける学界人或いは文筆人の真剣な態度に對しましては、私ども心から敬意を表し、尊敬の念を払わざるを得なかつたのであります。最近に至りましては、或いはミツシヨンスクールや宗教界まで反対せられて

あります。或いは法曹界の中にも反対があります。或いは御承知の通りであります。これらの反対に對しまして、自由党の代表は先ほども相愛だと言われまして、政府もしばしばそれは相愛であるという通辭を設けて来られていたけれども、これらの反対をしております国民各界の理由は決して理由のないものではございせん。この關係諸法律によつて言論、集会、出版、結社の自由が制限せられること、規定の中に憲法違反の条章がありますことは明らかであります。この法律によつて行政処分と刑事処分がなされることになるのであります。公安調査庁によつて調査がなされ、或いは審理がなされ、そして調査と請

求書に基いて公安審査委員会の審理が

なされるのでありますけれども、いずれにいたしましても、これが行政機関であることには間違ひございせん。そしてその決定が裁判所に持つて行かれる可能性が残されておると言われま

す。この事柄の審理が、或いは公安調査官の調書が最後までのを言つて参ること、これが支配的になつて参ることは従来の経験から明らかであります。そしてそこで行政事件訴訟特例法

第十條第二項但書によつて裁判所においてこの処分をストップすることも、恐らくこれは次々に総理大臣の異議申立によつて抑えられて参るでありま

す。或る人は国家機関の専断と人権の蹂躪がせられる伝統のある日本においては、この行政機関の専断は防ぐことができないというところを喝破いたしておられます。これは私議論ではなくして、反対をせられて参りました学者その他各界の共通の意見であります。或いはこの行政処分と刑事処分に入り乱れまして、恐らく實際に法の運営によつて起つて参ります事態は收拾の付かない事態を招来することをこの法案は物語つております。或いは質疑応答で明らかになりました基礎条文のあいまいさ、或いは広汎さ、或いは政治目的を持つ犯罪の、刑法各本条に比べて重刑であるというところは、これは何人の目にも明らかであります。特に行政機関の中心に特務局であり、或いは特務局の後身であります公安調査庁であるというところは、これは政府委員も認めなければならぬ、それは治安警察の創設であります。治安警察という言葉をわかりやすく言いますならば、それは思想警察であり、特高警察である

と言われておりますが、この三法案の中心は、或る意味においてはこの思想警察を復活するのがその最大の使命であり、破壊活動防止法案はその根拠法文であると言われるのであります。なお行政処分と裁判が事実上影響せられ、或いは拘束せられるという可能性につきましては、質疑の間に於いて羽仁委員等からも明らかにせられたところであります。

以上申述べました反対の理由、そしてこの法律が濫用せられる危険性を持つておるのではなくして、濫用せられる必然性を持つておるといふことは反対者のひとしく口にせられるところでありました。反対の一番主な理由は、この法案が可能性ではなくして、必然性を持つておるといふ点であります。このことにつきましましては、政府の原案についていふまでもありますけれども、国会がこの反対の空氣に鑑み、若

干の修正をせられようとしておりますが、緑風会の修正案はこの輿論に對して名目的に追隨したというにとどまりまして、何らこれらの反対について本質的に答へられるところはございせん。残念でありますけれども、これは申訳的な修正案であると言わざるを得ないのではありません。社会党第二控案、改進黨の修正案につきましましては、その修正の幅は緑風会に数歩優れておる点

は認めるのでありますけれども、なお併しこの反対の理由を十分救ひ得るほどの修正になつていない点を残念に思ふのであります。輿論は国会、特に参議院に對して大きな期待をかけ、こ

で或いは否決をせられるか、或いは根本的な修正がなされるかというところに大きな期待を持つて参りました。或いは

は参議院に寄せられます文書、或いは陳情、或いは新聞紙その他を通じて表明せられます期待は、偏るに参議院に集中せられております。今日参議院においては自由党の絶対多数の下に道理が引込んで無理が通るといふ現状において、参議院こそ国民の期待に副い得る唯一の一院であると考えられておるのであります。若し私どもがここで十分にこの国民の期待に副うことができませんならば、これは議會政治或いは民主政治の基本に對する危惧を生ずるであらうと危惧せざるを得ないのであります。参議院は申上げるまでもなく第二院として衆議院の抑制機能の最高機関の中において、衆議院における絶対多数を持つております勢力の抑制を、衆議院における無謀を抑制し修正することができませんならば、参議院の存在価値といふものは私どもと考へるものであります。そういう意味において私どもこの法案に對して、右にいたしますだけに、大きな責任を感じざるを得ないのであります。原案はもとよりのこと、修正案についてそれ十分答へ得ておられない点を甚だ遺憾に存せざるを得ないのであります。

私どもがこういう態度を持せざるを得ない基本的第二の点は、民主主義の基本的な原則をここで曲げようとするものである点であります。民主主義の何たるかについては私が申上げるまでもございせん。敗戦の結果ではございせんけれども、過去の独裁政治或いは軍国主義、これらに對する深き反省の上に不變のものとしてここに打立てた民主憲法がございせん。その民

主権法の基本を流れております民主主義、その一番基本的な原則は、何と申しても言論、集会、出版、結社の自由であると思つておりますが、この民主主義の大原則が行政権によつて制限せられ、規定せられようとしておるところに私どもの重大なる関心が存在するのであります。明治維新の後、不完全ではありますけれども、民主主義への一歩を踏み出しました。それがその後或いは官儀、軍閥の強大化に伴ひまして制限せられて参り、或いは大正の初期に普選の実施と共に民主主義政治の高揚として一時期を画しました。併しその後更に軍国主義の高揚と共に民主主義は跡形もなく奪い去られて、そうして戦争への道、敗戦への道を歩んだことは私が今更迭する必要はございません。戦後のこの尊い犠牲の上に打ち立てた民主主義は、十八世紀的な民主主義にとどまらず、社会化或いは社会主義的な要素を含んで、歴史上ワイマール憲法と共に、或いは平和主義を徹底した姿において貰いたという意味において、画期的な憲法でありました。私が社会化の要素或いは社会主義的な要素と言いますのは、土地の解放或いは団結権、罷免権の確立或いは社会保障についての憲法第二十五条の規定、これらは資本主義の制限を含んでおるところの新らしい画期的な要素であります。この民主主義を、民主憲法を捨てるかどうか、大きくその原則を展開するかどうかという段階にこの法律の制定を通じて直面するか否かがあります。或いは民主主義を行政権によつて制限する第一歩がここに踏み出されようとするか否かでありま

す。新憲法の下における民主主義或いは国民主権の原則については、各条章のほか、特に憲法前文において明らかにしておるところであります。ここに引用するまでもございせんが、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そも、国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」と謳つてあります。この破壊活動防止法その他はこれに反する法令の一つに属すると考へるのであります。政府或いは自由党においては、これらの点について党の名前に自由党という名前が付いておらずけれども、御反省のないことを極めて遺憾に存するのであります。行政権による国民の権利義務の制限の事実につきましても、質疑を通じて、公共の福祉と基本的人権という問題に關連いたして質問をいたして参りました。政府は公共の福祉のために、公共の福祉を治安維持という言葉に置換えて、治安維持のため公共の福祉の維持のために国民主権の原則を覆えし、行政権が国民に優先することを認め、その授權立法を認められようとしておるのであります。公共の福祉と国民の基本的人権については繰返してここで詳細をいたしませんけれども、或いは佐藤法制見局長官の前任者である金田一氏、或いは東大の我妻教授或いは法学協会等が、それ、新憲法公布後に論述せられておるところであります。私はむしろこの新憲法公布後の諸議論に

現われました基本的人権の擁護のためには、公共の福祉が従属的なものであるとする、公共の福祉を以てしても基本的な人権は奪ふことのできないものである。或いは天賦神権説或いは治安法的人権概念がございまして、基本的な人権は公共の福祉を以てしても制限することができないものとある。これを高らかに強調いたすことこそが、現在置かれておる私どもの任務だと考へるのであります。なおこのことにつきましても、この法案第三条の朝憲という問題に關連して議論をいたした。平和主義は入らないのだ、それは政治上の主義、施策にしか過ぎないのだ、何々イズムと言われるものと平和主義とは同じものであるという御答弁がございまして、憲法を貫いておらず平和主義が戦争の放棄、非武装、そして中外に關明した平和主義が炭鉱、国管やその他の具体的な主義政策と同じものであるという考へ方については、歴然たらざるを得なかつたのであります。が、これらの点にも明らかに新憲法の精神と反します基本的な精神が流れております。まさにそれは旧憲法的な思想であります。或いは独占資本の利害と官僚主義とが結び付きました旧専制主義的な考へであり、全く逆コース的な理念と言わざるを得ないのであります。到底新憲法の確立いたしました民主主義の容認し得ざる原則がした破壊活動防止法の中を貫いておるといふことを指摘し、そうしてこの民主主義を擁護することが私どもの今日課せられておる任務であるという点に鑑みて、この三法案には断固として反対せざるを得ないのであります。

なお第三には、この破壊活動防止法關係三法案の立法の前提になつておりますのは、第一にそれは共産主義が暴力であるという点であります。或いは破壊活動であるという点であります。このことについて大内先生も我々の懇談会において指摘されましたけれども、共産主義を破壊活動と断定する点について、アメリカの世界的に一番まずい態度が現われて参るのであるということ言われましたけれども、法案の前提になつております考へ方が、かかる思想に基いておらずことは明らかであります。殊に木村法務総裁は質疑の過程で、独裁制を実現せんとする全体主義だという表現をなされたのでありますけれども、私は政府なり、或いは与党の考への中にあります単なるこういう表現に対して非常に悲しみを感じたのであります。共産主義に対する考へがかくのごときものであるか、或いはこの程度であるかというところに悲しみを感じたのであります。が、それは共産主義に対して思想的に對抗する自信がないことをはつきり暴露いたしております。申上げるまでもなく共産主義は思想であります。それは政治、経済、歴史各般に亘るでありまして、私が、私どもは政治、思想に対しては思想を以て對抗すべきであると、自由民主主義の原則に立ちますならば、自由党の政府が思想を持たずして、力を以て對抗する以外にないといふことについて憐憫の情を感じざるを得ないものであります。あとで引きまされども、社会民主党鎮圧法は歴史的に於いて破壊活動防止法と本質的に同じものでございまして、この社会民主

党鎮圧法は一八七八年五月十一日のベルリンにおけるヘイゼルという気狂い、遺伝毒を持っております者が、カイゼル・ウィルヘルムに對して曲つたピストルで、當る可能性のないピストルを発射したという事実を以て直ちにこれを社会民主党員であると、越えて六月二日ノビリングがカイゼルを狙撃した事実をつかまえて、そして社会民主党鎮圧法を制定したのであります。この社会民主党鎮圧法に対する當時のドイツの世論は、まさに日本における破壊活動防止法に対する世論と全く同じであります。これは政府の事件を政治的に運用しました策略と、そしてその後国民の中に起きた不敬事件の挑発という問題で、遂に一八七八年の十月に成立せしめたものであります。その後これは力以て社会民主主義を抑圧しようとしたしましたが、それでも、遂に政治的な情勢の変化に押されて廃止せざるを得ない運命に達したものであります。私は特にこの社会民主党鎮圧法に對しまして、エンゲルスが言つた言葉を引いて私は政府の参考にしたと思つたのであります。これは「改造」に載りましたものの又聞きであります。或いは若干不正確な点があるかも知れませんが、お許しを頂きたいと思つた。社会民主主義的要素の増加は自然過程の不可抗力をもつて改選毎に進んで行つた。暴行、警察の横断、裁判官の悪意、それらの総ては何らの効もなく弾き返された。そして社会民主党は帝國第二の大政党となつた。そしてかくの如き場合、ドイツの労働者が唯ビスマルクを命がけの危難から救ひ出してやるために、見込みもない暴動に誘導され

ことが政府の責任であると断じ、前提

のではないかと考えるのであります。

り、殆んどすべての学生がアルバイト

も破壊活動のうち、右と言わず左と言

あります。現在の環境にいたしまして

も、或いは戦前の満州事変前後に比べ、遙かに反動化し、遙かに言論、集会、出版の自由が事実上制約せられておることを私も感ぜざるを得ないのであります。こういう環境の中におい

て法律体系を基本的に展開いたしました。破壊活動防止法その他ができますならば、これは曾つての治安維持法或いは治安警察法、出版法、新聞紙法等があったより以上の人権抑圧時代が招来せられるべきではありません。或いは現在出版法、新聞紙法等が制定せられておらんだけではありませんけれども、この法案の審議の過程で、地下にもぐる共産党に対しては、共産党の本体に対しては、この法律は如何ともしがたいとするならば、別に法律を考えなければならん。或いは議論の過程でも明らかにになりましたけれども、破防法の修正拡大の意図すらが政府の答弁の中には散見いたしております。曾つて大橋法務総裁が、如何に修正せられようともし橋頭堡をこしらえておくならば、修正拡大は容易であるということを言明せられましたけれども、私どもはその後の審議を通じて、この危険を痛感せざるを得ないのであります。なお更にゼネ禁法の構想を非常事態に即応する法律として考慮せられるとか、或いは戒厳令に相当するような法律を考えておるといつたようなニュースを散見するのであります。政府がこれを否定するのではなく、最近の事実は、これらの新聞報道のほうが政府の言明よりも遙かに正確であるということを、私どもは教えられて参りました。かくしてこれらの諸法律が整備せられて参りますならば、隣国韓国における国家保安法の下における、或いは反対派を

弾圧するための戒厳令の実施を見てお
りますような韓国の事態が、この日本
に招来せられないと私どもは断言する
わけには行かないと言わざるを得ない
のであります。

政府は、アメリカ、オーストラリアその他のこの種立法について参考書類を提出せられましたけれども、むしろ頂かなかつた韓国の国家保安法なり、或いは関連いたしました諸法律のほうか、もつとこの破壊活動防止法その他に近似しておるのではないかと考えますが、その詳細は十分知ることにはできませんけれども、最近の新聞によりますと、最初のこの韓国版破壊法によりますというところ、政府に反抗をするだけで民族叛逆者として無期又は死刑に処せられる、而もこれに該当する容疑者は令状なしに捜査逮捕することができるといふしろものであつた、この草案が若干緩和された形で一九四八年十一月国会を通過したが、これは対外、対内世論的のゼスチュアに過ぎなかつた、或いは令状なしで捜査逮捕ができるというようなことも破壊法に似ておりますが、名前からいたしまして、国家保安法という名前からして、この破壊活動防止法或いは参照せられましたアメリカの国内安全保障法に似ております。その国内……。

○委員長(小野義夫君) 吉田君にちよつと申し上げますが、四分超過のところでございますから。

○吉田法晴君 この韓国の国家保安法によりますというところ、一九四九年の七月から十二月までに六万人が保安法違反で殺されておる。著名な歴史家或いは植物学者は転向書を書かなかつたという理由で拷問の挙句、全身にガソリ

ンをかけられて焼殺されたと報ぜられております。私はこの破防法によつて更にそれが拡大修正せられて行き、この韓国におけるような今日の事態の招来することを憂えるのであります。

なお、第七に、この法案の客観的な条件、従つて法の役割と運命であります。兩条約の締結、或いは行政協定による米軍の駐留、そして再軍備、日本の再軍備、アジアの放棄、軍事予算の国民の犠牲、国民の基本的人權の抑圧、これらの関連については、先ほど来内村君から討論をいたしましたから省略いたしますが、これらの環境の中において、民主主義の原則である言論、集会、出版、結社の自由が制限せられ、そして輿論が沈黙せしめられようとしておるのであります。學者或いは文筆家は、私どもの意見を聞かずに飽くまで強行、押し通せられますならば、我々は沈黙をするのであります。よう、こう言つて大きな不満を表明せられました。私は、輿論が沈黙するに至るといふ、この民主主義的な伝統が奪ひ去られるということについて、非常な杞憂を感じるのであります。或いは、現在においては、この民主主義を擁護する最大の力であります労働組合さえも、それを分断し、或いは御用化しようという動きがございます。かくのごとくして進みますならば、完全に民主主義は奪ひ去られ、或いは国家に対する不信は、遂に暗黒時代を日本に招来するであろうと断言せざるを得ないのであります。或いは共產黨を地下に追ひ込んで、そして対象とするのは共産黨の活動ではなくして、無辜の民衆を、或いは国民を敵に廻すのではないかという点は、これはひとり私

どもの相愛のみではありません。或いはメーデー事件後の擾乱においても、第三者が、或いは観衆がどういう感情を持つておつたか。或いは渋谷においても、袖の下に隠れたその悪魔、前面

に出ておるのは普通の無辜の国民であつて、そうしてそれが暴力を加えられ、或いは検束をせられ、拘束をせられる。そうして国民の間に、警察権に對する、或いは國家權力に對する不信と不満が生じておるといふ事實は、私も見逃すわけには行かんと思ふのであります。かかる大きな犠牲を払い、國民の言論、集会、結社、出版の自由を奪つて強行せられます法律は、曾つての社会民主黨鎮圧法の歴史がここに繰返されて、破壊活動防止法廃止の運命が參るといふことは、これは今日においてはつきり斷言をすることができと思ふのであります。

○委員長(小野義夫君) 吉田君、簡単に願います。

○吉田法晴君 第八に、法律の本質につきましては、先ほどもちよつと触れましたけれども、この破壊活動防止法が、警察法、特に治安警察法として、治安警察の機関として、公安調査庁を作り、現在の特審局を拡大して、そうして七値に上るところの予算を新たに要求せられ、この点については、我々がこの國民生活の回復しておらんとときに、多くの税金を払つて自分たちの口を塞ぎ、耳を塞ぎ、或いは目を塞ぐところの法律と、そうしてそれを実行する警察官を養わなければならないのであるか、こういう批判が、この破壊活動防止法はか二案に對して寄せられました。まさにこの輿論をこの破壊活動防止法の本質として、私も政府

に授けかけざるを得ないのであります。或いは刑罰法の改訂を広く行い、刑法總則の改正までも行おうとしておることは、先ほど来指摘されて参つた通りであります。私は更にこの警察外

分に関する規定と、刑罰に関する規定とがからみ合つて、団体の規制と解讀とが行われますならば、その翌日から団体のためにする如何なる行為も禁ぜられ、脱法行為も禁止せられて、直ちに捜査或いは拘引が始まる。恐らく蜂の巣をつついたようになるのではないかと、という点を心配するのであります。なお、団体に對して死刑の宣告をすることが憲法の違反になるということ、或いは機関紙の停刊等、そうして事実上上の検閲が生じますことは、機関紙に對する検閲制度の復活であり、憲法に違反であるという点が論議せられて參りました。共産黨そのものの本体には直接に適用せられずして、その表現活動を狙ひますために、表面に現れた行動を、出版、集会、行進或いは団体活言論、運動、集會、行進或いは団体活動の規制せられますことは、輿論の最も心配しておるところであります。警察等、或いは特審局の現在の活動については、質疑においても述べて参りました。これらの現在の活動に根拠法規が与えられ、更にこれが拡大して、今後公安調査庁によつて行われて行くであらうという点が、最も日本の陰鬱を、或いは暗黒をもたらす原因であると言わざるを得ないのであります。或いは公安審査委員会が、公安調査庁の調査なり、或いは請求書に動かされ、そうして書面審理の原則と、事務局が僅か十名にしか過ぎないということでは、公安審査委員会の審理を事実上公安調査庁の調査に引きずらしめる結果

になるであろうことは、先に指摘した通りであります。或いは行政裁判の前進的な役割を演ずるのではないか。従つて裁判権に対して行政権の事実上の優位が生ずるといふことに危惧を感じるものであります。事実上の前進が行われるならば、好ましくあらざることであるという言明は最高裁判所の代表も陳述せられました。或いは行政事件訴訟特例法の十條二項但書は、好ましくあらざるものであるといふことも言明せられて参りました。私はこの法律の運用によつて、行政権の裁判権に対する優位が生ずるといふことを心配するのであります。第三条の規定の広範さ、あいまいさ、或いは団体の点については、雑誌であらうと、新聞であらうと、或いは研究会であらうと、文化サークルであらうと、或いは演劇であらうと、一切のものが含まれる点等については、これは委員会が論議をして参つたところであります。濫用される危険性ではなくして、必然性があることは、繰返して申しませんけれども、ただ憲法違反の疑いがある法律は必ず濫用せられるといふことは、田畑同志社学長が指摘をしたところであります。

○委員長(小野義夫君) 吉田君、時間が大分超過しました。

○吉田法晴君 私はこの審議を通じて、この法律が、選挙運動にも適用せられる危険性を感じ、或いは各政党に對しても、政治運動一般に對しても適用せられる危険性を感じたのであります。労働組合運動に至りましては、或いは第三系等、その予備、陰謀、教唆、扇動だけなしに、或いは国鉄の争議に關連して、汽車、電車の往來危険罪に關連する予備、陰謀も指摘せ

られて参つたところであります。或いは一たび組合が解散せしめられますならば、第二組合しか作ることができない。再び全従業員を、或いは全産業の組合員を包括する組合ができないという点は、労働組合が最も反対する点であります。私は大学教授その他文筆人が喋つたり、書いたたり、或いは大衆運動をする者が、この法律の適用を必然性を以て危惧しており、反対してゐることは申上げるまでもございません。或いは宗教家、宗教団体さえも、現在の政府原案でありますならば、適用せられるのであります。或いは修正案を以てしても十分にそれを除くといふことは困難だと断ぜざるを得ないのであります。私も言論、集会、出版、結社の自由は民主主義の第一前提であり、飽くまで守らなければならぬと考へるのであります。特に政府を合法的に交替する権利は民主国民の権利であるといふこと、若しそれを奪うならばこれはファシズムへの第一歩であると断ぜざるを得ないのであります。かかる破壊活動防止法によつて、力によつて言論、集会、出版の自由を制限して参りましたように、歴史の進展は如何なる力を以てしても阻止できませんであります。私も民主主義的な方法を以て民主主義を守ることによつてよりよき政治を、よりよき社会を作つて行く努力を続け、ファシズム法理、行政ファシズムをもたらし、この種の法律については反対せざるを得ない。そこで私も全国の労働組合その他民主団体、民主主義を守ろうとする文化人、あらゆる人々と撤回の運動を続けて参りましたが……

○委員長(小野義夫君) 吉田君、吉田君……

○吉田法晴君 そして院内においてはこの法案についての骨抜き努力を始終続けて参りましたけれども、原案はもとよりのこと、二修正案についても、その十分の期待がこの修正案において実現することができなかったのを極めて残念に思つております。

そこでここに、この法案の原案に對して、修正案についての反対をし、今後ともこの種の弾圧立法についてはその撤回を求めて飽くまで闘つて参るといふことをここに表明をいたしました。反対討論とする次第であります。

○委員長(小野義夫君) 議事進行について御発言があります。伊藤君。

○伊藤修君 私はこの委員会はお互いに紳士的に約束を守つて進行すること、を終局協議して参つたのですが、この運営につきましては、理事及び委員長としまして責任を感じる次第です。お互いに約束を守つてを私は希望してやまないのです。それからい一つ、私はこの法務委員会が持つところの重大使命というものは常に考えまして、法務委員会の与えられた仕事というものは、御承知の通り憲法附屬の法規並びにこれに關連する法規を審議する役目を持つてゐる。従つて他の委員会とは事変りまして、この法務委員会の使命たるや、全国民のすべてに及ぶところの一般法規を取扱つてゐる。従つて法務委員会の各委員はお互いに政党に属してゐることは当然であります。併し政党意識というものは第二義的にいたしまして、各人は政党を超えて、眞に参議院の法務委員として常に活動して来たことが今日の実績であります。従つて私はこの法務委員会

の運営の場合において、未だ曾つて政党名を申上げたことは公式の場合に一回もない。只今吉田委員の発言の際に、社会党第二控室並びに改進黨案と、こつちやいやしたましたが、これは改進黨はまだ別に修正案若しくはお考えをお持ちになつてゐます。本日の委員会には御提出になつてゐない。私には自分の修正案を提出する場合において、社会党という名前を使つた覚えもない、又さうな行動は今日までとつたことはないです。私は修正案に對しまして、伊藤修提出案として皆様のお手許に配付してあるはずでありますから、この点は御訂正を願つておきたいと思ひます。

○吉田法晴君 私の討論に對する御批判を頂いたのであります。後段の伊藤修修正案について間違ひました点については率直に取消をしておかなければならぬと思ひます。なお改進黨案と申上げましたが、それについても表現不正確であつた点等は率直に認めて取消さざるを得ないと思ひます。或いは緑風会案につきましても、これは緑風会の岡部、中山氏の名前が書いてあります。時間が過ぎまして、そういう点に気がつきましたならば、適当に御訂正を願ひたいと思ひます。

それから時間の点につきましては、これは原稿を書く間がございせんので用意をいたしました点が予想外に長くなつた結果であります。その点については従來の経緯に鑑みて止むを得ざる結果であります。結果については御批判を頂くことは仕方がございせんが、それは従來の経緯に鑑みて了承を頂きたいと思ひます。

○中山福藏君 簡単に議事進行について発言して頂きたい。大体お互いに法務委員は紳士と私は考へております。で、申合せを破る人はこれは破壊活動なんです。(笑聲)だからこの申合せを破るような人はさういふ議論をする資格はないと私は考へる。従つて委員長は時間が来たら斷固それを制限されるようにお願いいたします。「進行進行」と呼ぶ者あり。

○委員長(小野義夫君) 次は岡部君に発言を願ひます。

○岡部常君 私は先に提案せられましたる中山委員の修正案に賛意を表するものであります。

その賛意につきましては先に長谷山委員より詳細にお述べになりました点ではほゞ尽きておるに思ひます。で、その点を援用して頂きますが、更にそれを少し補足する意味において若干附加えまして頂きます。私もほかの各委員が述べられました通り、本法案のごときものが生れなければならぬ現情勢を悲しむものであります。併しながら我々の眼前に現れまします日常の不祥事がこの法律を必要とすることになつたのであります。誠にこれは悲しむべきことであります。本法案を検討いたしますに、勿論苦心の存するところは窺えますが、遠慮なく申せば何と申しても行き過ぎの点もあるように考へられます。又一方足らざる点もあるように考へられますので、私はその点を補ひたいといふ意味において修正案を出した次第であります。本修正案を作りますに當りまして、我々はいずれにも片寄らざる心持、平らかなる心持を持つて終始して参りまして、良心に問うて恥じないところの態度を持して来たことを私は

ここに表明いたすものであります。勿論我々独善に陥らざるごとく各方面の言説もよく伺いました。又各委員の言説もよく承わつておつたのであります。勿論言論界の言説も広く伺つたのであります。又公聴会におきまして、我々はそのほかの機会を捉えまして、我々は各方面の言説を入るにやぶさかでなかつたのであります。又我々の机上に日々積まれますところの書信、電報或いは日々訪れる陳情者、或いは電話の声も聞いております。又街頭に叫ぶる声の中にもその真実性を平かなる心持を持つて聞いておつたつもりであります。そのことは本修正案を仔細に御検討を下さるならば恐らく納得の行かれるところがあると思ひます。我々はいろ／＼な方面の言説も聞きまして、私は更にここに附加しておきたいことは、街頭の怒号のほかにものな声の叫び、叫ばれざる声、静かなる声がうしろにあるというのを私らは大いに反省しなければならぬのであります。私らはそういう点も顧慮して常に中正なる判断を失わなかつたつもりであります。このことは、先ほど申し上げたように仔細に我々の態度を御検討下さればおわかりになることと思ひます。又、殊に私はこのことは現前ではなく、或いは一月後であるか、二月月後であるか、隣におられます中山委員は常に、我々は半年後の成果を考え、或いはそれ以後のことも考えて我々の態度をとらなければならぬ、現前の事象にのみ捉われてはいけないというのを常に主張せられております。が、誠にその通りで、私はやはりこの修正案において現れたところのものも半年後、或いはそれから後において

如何なる御批判を受けるや否や、その点については我々いささか信念を持つておるものであります。更に私は長く述べる必要がありませので、結びとして申し上げておきたいことは、幸いにして本修正案がとられて、実施に移る場合におきまして、当局の態度について私は若干注文を申し上げておきたいと思ひます。本法案上程以来、会を重ねること何十回、恐らく国会始つて以来、或いは帝國議會以来でも稀に見るところの長時間の論議を交されました。私はこの長時間の論議において幾多の傾聴すべき論議のあつたことを日々感じておつたものであります。恐らくこのことは政府当局におきましても発明せられるところ、教えられるところがあつたものと思ひます。恐らくこの法実施に當つて、政府者におきましてもこの点について慎重なる態度を以て過ちなきを期しておられることと思ひますが、どうぞこの悲痛なる我々同僚委員各位の熱烈な呼び、真実の声を具体的に現わして頂いて、この危局を乗り切ること、これを以て私の意見を終ります。

○委員長(小野義夫君) 次は松浦君に御発言を願ひます。

○松浦定義君 私は伊藤委員提案の修正案並びに修正案を除く政府原案に対して賛成をし、更に中山委員提案の修正案並びに政府原案に対して反対をするものであります。

本法案に對して、政府は提案の理由によりまして、独立せる我が国の社会情勢に鑑みまして、暴力主義的破壊活動による危険を防止して公共の安全の確保に寄与すると言つておるの

であります。更に法律の目的をいたしましては、団体の活動として暴力主義的破壊活動を規制する、こういうふうな言つておりながら、本案の審議の過程におきまして、法務總裁並びに政府委員の説明は、その必要性は少数委員には或る程度納得はせしめておりましたが、多数の委員に對しては、結局満足なる回答を与えていないのであります。それは只今反對理由としてお出しになりました各委員の言を以ちましてはつきりとしたしておる次第でございます。私は本問題の中心点といふたしましては、即ち文書の所持、特に扇動の二点にかかつておると信じておるのであります。この扇動につきましては、法務總裁並びに特審局長並びに次長その他政府委員は、破壊の原因はこの扇動にあるとして一歩も譲らないと断言をされておるのであります。然るに繰返し繰返し説明をされた点からいいますならば、この裏には何が潜んでおるかという点を疑わないのであります。先ず私は一例として申し上げますならば、例えばAという人がありまして、これがBに對して總理大臣の官邸を焼かえ、吉田總理を殺せと扇動いたしたと仮定いたしまして、Bなるものがそんな馬鹿なことができるかと言つてこれを実行しなかつた、そういう場合におきましてAはAの法の規制にかかるとは、これは事実であるわけでありませう。かようなことから考えますならば、私は非常にこれは情も何もない。先ほど吉田委員の申されましたやうな、この法案に對しては私は誠に遺憾な点が多いと、かように存するのであります。併しこの問題といたしまして、政

府の回答の内容から考えて見ますると、たとえそれが調査の対象になりまして、その結果これが事実でないという場合には、これは無罪となり、或いはこれは釈放すると、かように言つておられますが、たとえそうした疑を持ちまして、あとにおいてこれが暗れ対象となつたことは事実であります。その結果からいいますならば、先ほど吉田委員もお話になりましたやうに、憲法第十一条によるところの基本的人權尊重に對して全くこれは反するものである。かような点から見ますれば、私は本法案は考え方によりますならば、憲法違反であるという事實はこの点からいいますと明白であるとお申上げたいのであります。私はただこの破壊を目的とする団体に對しましては規制することは当然だと考へてゐるものであります。これが拡大解釈をいたしました場合において、善良なる団体或いは個人がこの法の犠牲にならざるを得ないという点は、只今申上げました理由によつても私はおかつと思つてゐます。ただこの内容で申上げて見ますと、扇動のみではない点がはつきりいたしておるのであります。曾つてこの法案が衆議院の法務委員会で審議されております場合に、例えば一般大衆に對する不当なる課税が行われた、これは私はただ現政府のみのものではない、このことは附加して申上げておきますが、その場合に、個人的立場でなく、一般的な立場に立つて減税をせよ、更に又これを是正せよといったやうな運動が起りました場合に、本法案の第三條第二号の「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反對するため」の条項に當ると言明をされておるのであります。現在の課税が必ずしも私は民主的に決定されておるといふことは考えられない。このやうな場合に、こうした問題は、これは当然今日まで起つております。今後も起り得ると考えました場合に、政府にとりましては、このやうなことで政治活動のすべてを取締り対象にいたしますならば、先ほど吉田委員が指摘されましたやうに、考え方によりましては、選挙その他の場合を通じては、或いはこれらのことが併用されて行なわれるということも一応私は考えられる、かように存するのであります。特に私は、昨日法務總裁は伊藤委員の質問に答へられました、或る団体が或いは又個人が会合の場合に持寄つたとこの旗竿又はプラカードといつたやうなものに對して、これはどう思ふかといふやうな質問に對しまして、法務總裁は、人命に危害を加えるやうな場合が生じたとするならば、これは兇器だと考へると申されておつたのは御承知の通りであります。この法務總裁の言明に對しまして私は思ひ起すことがあるのであります。曾つて警察予備隊が軍隊であるかどうか、或いは又再軍備のための戦力であるかどうかといったやうな場合、予備隊の持つ裝備、これらに對しまして、これは戦力ではないかといふやうな質問に對しまして、法務總裁は、原爆又は水素爆彈といふやうなものでない限り戦力でないといつたやうなことを申されておるのであります。この本法案の場合には、単なる旗竿又はプラカードが、これが国家を破壊をなすものであると認定さ

れる点は、誠に私は大々気なことを考へるのではありません。特に警察予備隊をかける場合の事態には必ず私は出動されると思ひます。これは五・一事件の場合にも実行されておりますし、これがそういう使命を帯びておる点からいへば、当然だと私は考へるのではありませんが、その場合、予備隊の持つ装備と旗竿を同様だと考へるべきになるようなことは、誠に私は恐るべき解釈と言わざるを得ないと思ひます。

最後に私は本法案に對しまして、只今伊藤委員の提出の修正案に全面的に賛意を表するのではありません。これに反しまして、中山委員の御提案の修正案は、政府原案と考へましたときに、少からず努力をされた点は、中山、岡部両委員に對しまして私は全く感謝の意を表せざるを得ないのであります。が、ただ本法案に對する国民大衆の要望が、挙げた先ほど伊藤委員の申されまして、参議院の態度にかかつておる点は申上げるまでもないのであります。特に私は緑風会の態度の決定に對しましては、心ある国民大衆の大多数は、最後の善処を要望いたしておるのであります。この法案が本委員会に提案されますや、国会の内外より絶大なる希望を残されておる点からいひまして、これは当然だと考へるのであります。更に昨日も日本を代表する各報道陣の記事を見ても、緑風会の態度に絶大なる希望を求めておるといふ事実を考へましたときに、只今の修正案は、これらに對しましてまだ少なからず努力を払つて頂きたいといふふうにはお願いをいたしたいのであります。特に学界の最高機関の反對

は、国の基本を方向付ける重大なる教育の責任者を政府は国民を代表して一任をしておる。かような点から考へまして、それらの意見を無視すること、政府は言うまでもなく、立法の責任にある国会はあげて責任を問われなければならぬ、かように信ずるのであります。その中心の責任は、只今申上げました点から考へまして、緑風会があげて負われ、又みずから負うと自負されておることは、自他ともに私は認めておる事実でなからうかと考へるのであります。特に緑風会に所屬の各位は、言論界又は経済界等に、特に少なからざる文教人の多数の諸氏が、おられます点から考へまして、本修正案は決して世論に應えていないばかりでなく、各界の代表的な各位の總意がここにあらんと考へましたときに、私は誠に遺憾に存する次第であるのであります。この点よりいひまして、修正案には賛成で得ないのであります。が、希くば、幸いにいたしまして、本會議上程までには多少の日時もある、こういう機会更に再考をお願いいたしまして、多少でも国民大衆の要望に應えられ、できる限りの再修正をなされることを特にお願い申上げる次第であります。

以上を以ちまして中山委員提出の修正案並びに政府原案に反對をいたし、伊藤委員提出の修正案並びに修正案を除く原案に賛成するものであります。以上を以ちまして私の討論を終ることにいたします。

○委員長(小野兼夫君) 次に片岡君に発言をお願いいたします。

○片岡文重君 私はここに議題となつております破壊活動防止法案、公安

調査庁設置法案及び公安審査委員会設置法案について、政府原案に反對の意見を表明し、その撤回を要求したいのであります。今日の国会の勢力から止むを得ず改善の策として伊藤委員の提案にかかわる修正案に賛成し、併せて日本が民主主義国家としての明朗な社会建設の途上にある今日、このような憲法が名譽ある本院に上程されたことに對して衷心遺憾の意を表するものであります。

すでに法理論的にも或いは法体系の上からも、その他各般の立場に立つていろいろと反對の論旨が進められております。更に又修正の、私の賛成いたします修正案のその理由内容等については、先ほど伊藤委員から詳しく述べられました。従つて私は許された時間の範囲内においていさか所見を述べまして、その理由に代えたいと思ふのであります。勿論私も暴力行為については絶対反對を表明するものであり、如何なる時代、如何なるときにおきましても暴力が是認され、破壊的な行動が容認されてよろしいということとはないはずであります。殊に世界の平和を念願し、永久に戦争を放棄した我が国の憲法の下において、平和にして文化的な生活を営むことを熱望しておる我々國民としては、暴力や破壊活動が絶対に排撃されることは極めて當然のことであり、然るに最近に至つて、殊に現内閣成立以來破壊的な暴力行動が相次いで起り、今後ますます蔓延して行くのではないかと不安と恐怖とが次第に人心を暗くして來ておるといふことは、たゞそれが何者の指導により何のために行われておるかということは別としても、今日

隠すことのできない明らかな事実であります。政府がこの法案のごとき悪法をあえて上程するに至つた理由も恐らくここに存するのであり、我々も又國民大衆と共にその憂いを等しくいたしておるのであります。併しながら日本國民が國家の名譽にかけて全力を挙げ、その崇高な理想と目的を達成することとを誓つた我が國の憲法は、その前文において「全世界の國民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。」と明確に謳つておるのであります。自由にして潤いのある社会にあらがれをもち、戦争を永久に放棄して、變ることなき世界の平和を念願し、正常な社会秩序と健康にして文化的生活の維持のために、民主政治の健全な発達を願つてやまない日本國民が、故なくして暴力を振ひ、破壊的行動を行なつて憚らぬといふことは到底私どもには考えられないところであり、更に一般國民大衆がその暴力行為や、破壊行動に對して反對と暴力の撲滅のための世論を捲き起すことなく、いわば手を拱ねいてこれを傍觀しておるという今日の状態は、必ずやそこに根柢深き理由がなければならぬと考へられるのであります。従つて若し政府が眞に民心を収攬し、國民の納得の行く方法を以て、最近殊に頻発するに至つた暴力行動を鎮圧し、國民の不安と絶望とをなぐさうと考へられるならば、すべからず國民に對する善意と信頼の念を以て、そのよつて來る原因をつぶさに究明すべきであり、いやしくも権力によつて民衆の不滿を抑圧し、塗炭の苦に泣く勤勞階級が耐乏生活の中にいみじくも立上つてけなげに日本経済再建

への懸命な協力を尽しておることに對して、衷心からなる感謝の意を表すべきであり、旧態依然たる封建的政治思想を速かに一掃して、近代民主國家の運営に即応することのできる民主的な感覺を以て虚心坦懐に國民の声を聞くべきであると思へるのであります。徒らに政權に恋々として國民の聲を以て、あまつさへ暴に報いるに暴を以てするといふことがごとき権力政治、警察政治一點張りという政治方式は、政府みずから民生を安定することも、治安を確保することに対して何らの見通しもなく施策もなく、その力さえないといふことを最も雄弁に物語つておるのであり、このような有様では到底今日の事態を解決し得ないと考へられるばかりでなく、再建日本の前途のために誠に遺憾に堪えないと考へられるのであります。由來人間の性は善なりと教へられております。思い起すだに戦慄を禁じ得ないあの大東亞戦争によつて父を失ひ、夫を亡くし、或いは杖柱とも頼む我が子を失うなど、天地にも代へがたい最愛の肉親を失つた者、今全國に八百万を數えると言われておる現状であります。日本國民として誰一人みずから好んで暴力を振ひ、或いは破壊的行動を扇動し、よつて以て社会不安を醸成せしめ、遂には国内に三十八度線と設ける結果を招きし、骨肉相食み、同胞相争うといふことがごとき事態を惹起せしめようなどと考へる者があるではありませんか。この悲痛極まりない惨害の中から立ち上つた國民の心の中には、期せずして戦争絶対反對、暴力否定の牢固たる決意が秘められるのであり、我々も又この國民大衆の決意

の中に再建日本の前進を推し進めておるはずであります。日本共産党の須藤委員も又過日の法務委員会の席上において、我々も決して暴力を好むものではないとはつきり明言いたしておられるのであります。而もなお今日全国各地において破壊的暴力行動が頻発し、国民の輿論も又必ずしもこれが非難と撲滅のために起ち上らないばかりでなく、却つてこのような暴力行動を惹起せしめないために設けるというこの法案に対して、政府当局の懸命な釈明の努力にもかかわらず、学者、文化人、ジャーナリストを始め、あらゆる世の指導的立場にある知識人を先頭として、輿論は今ごろ／＼たる非難を浴びせております。この法案の否決を求める声はまさに巷に満ちており、我々国會議員の善処を訴える投書や電報は机上をなす状態であり、私は暴力を以て社会の秩序を破壊し、混乱と不安の中に革命の機会を見出そうとする暴力主義的破壊活動が、堂々白昼の下に頻発する事態については誠に憂慮に堪へん次第ではあります。更に一層私の心を暗からしめるものは、このような暴力行為に対して殆んど反対と排撃の世論が起らない、換言すればこのような事態に対しても、国民大衆が殆んど傍観しておるといふ点であると思ふのであります。暴力を否定しつつ、その起りつつある暴力に対して傍観を続けている。一体これは如何なる理由に基くのでありましょうか。畢竟暴力には反対であり、これを排撃しなければならぬということについては、国民誰もが十分承知いたしておるのではあるけれども、而もなお今日の無能にして萎靡沈滞し、独立した日本の民

意をいささかも暢達することのできない現政府を一日も早く退陣せしめ、發刺とした民主的な政治を迎えるためにはこれ又止むを得ないとした国民大衆の恐るべき無言の怒りと、又亡国の民にも似た悲しい諦めの姿ではないかとさえ思われるのであります。若し幸いに今日吉田政府の施策よろしきを得、国民大衆がその政治に信頼と期待を寄せておるならば、今日頻発するこのような暴力行動は必ずや非難と排撃の輿論によつて一たまりもなく跡を絶つてあらうことは火を見るよりも明らかである。かくてこそ政府の言う暴力主義的破壊活動は容易に根絶され、將來も又再びその虞れを見ざるに至るであらうことも必定であり、且つこのような政治こそが真に民主的な政治であり、民衆のための政治であるといふべきではないでしょうか。政府が今にしてこの暴力行動の頻発するに至つた真相を究めることなくして、これを排撃する国民の輿論が翕然として湧き起つて来ない原因について深い反省と、これに対する民主的にして適切な措置を講ずることなく、徒らに日本共産党の蠢動や、これに連なる一連の国家的指導にのみその原因と責任を転嫁して憚ることのない状態であるならば、百千の禁令、百千の弾圧法規を定めるといへども、決して世相の不安を除き、暴力行動を根絶せしめることはでき得ない。むしろ却つてますます民心の離反と国家秩序の破壊混乱とを助長する結果と相成るであらうことは余りにも明白であり、歴史の教えるところもけだしその例外を見ないであります。書を焼き儒者を殺さずんば天下の太平期すべからずといつて

焚書の令を発し、そして儒者を殺し書を焼いたあの秦の始皇帝は、焚書の令を出して僅かに六年あえなく亡きされてしまつたといふことを我々は教えられておるのであります。この法案のごとき悪法を以て言論、集会その他基本的人権を蹂躪して政治の批判を厳禁し、よつて以て天下の太平を期せようとする吉田総理の構想と現内閣の政策とは、まさに今を去る二千年、秦の始皇帝が行なつたそれと全くその癢を一緒にするものであると考えざるを得ないのであります。まさに吉田内閣の凋落をみずから表明するものとして、みずからの無能の結果とは申しながら御同情に堪へないときえ考えられるのであります。

更に本法案に反対せねばならない点では、先ほど我が党伊藤委員によつて厳しく指摘せられ、更に前後數十回に及ぶ本委員会において我々の殆んど限りなく指摘した通り、法案の内容が極めて杜撰であり、類推解釈又は拡大解釈が甚だしく自由であり、従つてこれが實施に當つては忽ち疑義を生じ、懸念且つ民主的な団体も容易に規制の対象となる危険は極めて多いと私は質疑の間に拝見いたしましたのであります。学者、文化人、ジャーナリスト等、世の指導的立場にある人々は、この法案が成立する限りにおいては、まさに蠅蠅の斧を振る勇氣を持つるか、然らずんば本法の成立を知らずして行かうか、いずれかでなければ安んじて自己の所信を表明するは勿論、歴史を教え、芸術を説くことすらできなくなるといふ点、私は極めて遺憾とするのであります。今更申上げるまでもなく、日本は今まさにみずからの意思とみずからの責任において民主政治の育成の途上にある。現内閣の閣僚諸君もしばしばこれを言明されております。併しながらその行われ

る施策が果して閣僚諸公の言明の通りに行われておるでありましょうか。庶民の意思は自由で暢達せしめ、声なき声を十二分に国会に反映し、政府に大きくこだまするよう八方手を尽して、民主主義の徹底と基本的人権擁護の自覚とを国民の胸に周知徹底せしめることこそが極めて重要であり、その段階に今我々は置かれておるといふことを痛切にお考えにはならぬのでしようか。不幸にしてこの法案のごとき焚書の令、或いは宝永式目等にも似た悪法が制定せられて、言論集会等の自由は勿論、学徒のまじめな研究さえ安心して行へんという事態に至つたのでは、まさに日本の民主化は双葉にして刈り取られる悲境に際会したものである。我々は曾つて武家政治がギリシヤン禁制の令を以て今日世界文化史上に我々の肩身を狭くさせておるこの一大汚点にも似たものを残すのではないでしようか。私はこの法案の成立はまさに我が子孫に対して我々の無知と偏見とを長く伝える結果になるであらうといふことを心から悲しまずにはおられないのであります。

総理大臣の出席を求めて、私は質疑を留保いたしておきました。この留保された質疑の中にも、只今申上げましたような点をしばしば申上げて、それに対する、法の力によつて政府が意圖するところの暴力の禁圧というプラスと、この法によつて日本の民主化が双葉にして摘み取られて行くであらうといふこのマイナスとを比較して、何人といへども、少くとも法的知識を持ち、良心と善意とを持つて日本の文化水準向上のために真剣な努力を尽されておるところの芸術家、文化人に対して、責任を持つてその保護をなし得るといふ決意を私は総理大臣からはつきりと聞きたかつたのであります。併しながら不幸にして御出席にはなれない。最近において本法案のごとき世論を巻き起し、この法案のごとき上下を問はず広い関心を、深い関心を寄せたものがあるでしようか。而もなお昨日は内閣委員会、その前日には労働委員会に出ておられる。而も最も国民の関心を集めておる本法案の審議に當つては遂に一連の御出席もない、如何にこの法案に対する熱意がないかといふことを明瞭に物語るものであります。国民の疑惑に対して然然たる行政の最高責任者としての良心を示してないといふことについて、私は近代史上における稀に見る無責任な内閣であり、國民を思わざる甚だしき政府であると非難せざるを得ないのであります。この法案の重要な点について更に申し上げたいのであります。時間がございませぬ。団体の活動、正当なる活動或いは教唆煽動等、幾多重要な、而も幾多犠牲を國民に強いる虞れのある諸点がございます。これらを重ねて申上げて置きたいと同時に、日本の勤労者大衆が夏季手当では坐り込みをやり、或いは越年闘争では坐り込みをやる、こうして数少い子供らの晴着すら、足袋一足すら買ひ得ない日本の経済情勢下において、而もなおその生活困窮にも負けず、けなげに立上つて日本経済の再建を目指して闘つておる、そういう時代において今この法案が新たに二つの機関を設ける、そうして幾多の

人々を採用し、更に全国に亘つて多くの出費を行なうとしております。これこれ思ひ合せるならば、この法案を提出するに關連するところの一連の措置が如何にマイナスイであり、日本の今後の発展に如何に大きな障害であらうかということが当然心深く、現内閣の關係諸公には肝に銘ぜられて然るべきことであると考えます。吉田さんは本會議においても、或いは予算委員會等においても、其席を排撃し、ソ連を恐れ、ソ連を非難されること誠に誠に恐ろしいものがあります。併しながらその行なつておる政治というものは、まさにソ連全体主義と何ら異なることなく、而も民主政治を口にし、日本の民主化達成を説きながら、行なつておるところはまさに封建政治そのものである。この法案が學者、文化人、知識階級者の囂然たる非難を浴びるのめけだし當然であります。我々が真に憂慮に堪えなうとする点又故ありというお考えを持つて頂くことはできないのでありまして、切に現内閣諸公の反省を求めて、伊藤氏の提案にかかわる修正案に賛成の意を明らかにして反對討論を終りたいと存じます。

○委員長(小野義夫君) 次は宮城君に御発言を願います。

○宮城タマヨ君 私は緑風会には属して居ますけれども、今日は個人としてお話しして、殊に私は母の立場を守ります意味において立ちましたわけでございます。実は緑風会では勿論是非非の立場で参ることは申すまでもないことでございますけれども、今度多くの緑風会のかたんと共に歩まないで、私は私なりの良心に従つて歩んで

参りましようということについて、も緑風会では何ら圧迫もなく、自由な態度を喜んでとらして頂いておるといふことは、私は今回はよく緑風会に属しておつたんだなあとというように感謝しておるのでございます。全く私は個人の立場で申上げるのでございます。が、そこで私は政府提出の原案には反對、緑風会の中山、岡部両委員提出の修正案にも反對、伊藤修氏修正案を除きます政府原案に賛成いたします。そのわけは実は私はこの五年間参議院に席を得まして、今度ほど私は法律を勉強したこともございせんし、そうして今度のように頑張ることは今までなかつたのであります。その頑張らなければならぬという点数点ございまして、これでも、緑風会の中山、岡部両委員の修正案にも大分その点が似通つておりますが、ただどうしても私がそれについて行かれないわけは、この「暴動」という言葉をどうでも私には削除したいからでございます。そこで私は伊藤案に賛成する結果になつたわけでございます。この「暴動」という言葉につきまして、縛るほうの立場から言いますと、これは私は大変必要な言葉でございますと思ひますけれども、ただけれどもそれによつて受けまところのたぐさんの人が怪我をしないかという、その怪我を恐れて反對したところのたぐさんの人が、実はこの「教唆」その他をあの法律で何とかしてこれを賄つて頂きます、或いはこれはこじつけかも知れませんが、これはこじつけでも何でもいから、私はやはりの被害を受ける人全部がよいという立場をとりまして「暴動」を削除する

ることに賛成でございます。大体から申しますと国家の治安というものの一番の根本は、私は国民の遵法精神にあり、国民が法律に協力するところにあるのだらうと思ふのでございますが、この国民が協力してつて来ますというところは、やはり国民の納得の行く法律を作らうということではないか、それには私もいつも立法府にありまして心がけなければならぬと思つておられますことは、国民の声を聞かなければならぬ、輿論に従わなければならぬという立場をとりたという点でございます。ところが今度は実に皆さんがたからもすでに言われまして、国民の輿論というものはこの法律に對してかくのごとく反對したしております。そこで私は母の立場をとりまして、法務總裁にもつと大きいお父さんになつて下さつて、この法律をすらすらと引つ込めて下さつたらいよいよやないかと願ひたかつたのでございます。勿論私といへどもこの法律の狙つておられますところの集団的な破壊活動をする団体がありとすれば、これはもう本當に根こそぎに打砕かなければならぬ、そうしてそれに対して立法措置をとらうということに少しも反對するものではないのでございますが、私自身といたしましてはこの法案の審議が始まつて以来世界情勢のことと勉強しなければならぬと思つて一生懸命に勉強したわけ、いささかわかつて参りましたけれども、国民大勢の人々がこれに反對いたしますということは、實際国内情勢についてもそれはど心配を認識してないし、又その段階でないと考へてゐるためじやない

か、そこで私はこの段階にありましては政府は一遍こうちよつとそつぽを向いて見たらどうだらうか。実は私はよく申すのでございまして、少しでございませぬ、少しく、できそこないの子供を持つたお母さんが、できそこないならできそこないほど真顔になつて真向きになつてその子供を守らうといひますから、この手で泥棒をするのだ、この足で悪いところへ行くのだと、手を縛り足を縛つておられますうちに子供はどうなつて行くかといふと、どうかして親から逃れよう逃れようと思つて親から逃れる、そのときにはあなたがお母さんに言うのには、あなたが余り真顔で子供と取組過ぎて二十四時間子供を守り続けておるからその結果が悪いのだらう、或るときにはちよつとそつぽを向いて御覧なさい、或るときには全くしろ向きで子供と反對の方向へ歩いて行つたらどうでしょう。ところが母親は決して子供に對してそつぽを向き通してどうしても離れて歩くことはできない。そこに母親は親心として子供を守るだらうと、私はこう思ひますけれども、併し余り真向きになつて取組み過ぎるといふときにそういう結果があることもあるのでございまして。そこで私は少し政府もそつぽを向いて、ときたまあやつてみいというふうな態度で、大きい国家の親心で一応進んで見たら今日の情勢が少しでも救われるのじやないかといふことを考へて見るわけなのでございまして、全くこの法律が運営よろしきを得ないで濫用される虞れが少しでもございまして、非常な大國民が非常な不安が起つて参ります、非常な不安が起つて参りますといふことを実は心配してゐるのでございまして

が、緑風会なんかでも議員のかたが、わたしも若いときには暴力活動をしたんだ、それでも縛られなかつたからよかつたんだといふようなことをおつしやつておられるが、ここにいらつしやる特審局長も若いときは赤かつたといふようなお話をなさるのでございしますが、それはどうかはつきり存じませんが、それはどうかはつきり存じませんが、(笑聲)そういうかたがたが今日国家のためにこうして役立つていて下さるということは縛られなかつたからこうで、若しこのかたたちが縛られて、そうして青年時代に芽を摘みとられておしまひになつたら、私はこう役に立つて下さらなかつた、そこでどうしても私は国家の法律が余り過ぎ過ぎてゐるよりも、私はこの法律は少しよく過ぎ過ぎて、余り隅々までも人を縛るようになってゐるから不賛成なのでございまして。だからもう少しは國家の法律にも穴があるほうがいい、できそこないがよいと思つております。これは法律を知らない者が申すことなのでございまして、そういうことはできないかも知れませんが、そういう意味におきまして私はこの法案から最小限度「暴動」という言葉や「所持」という言葉を抜いて頂きたいといふことを願つたわけなのでございまして。そこで私は法律に穴があるほうがいいといふことを申し上げましたけれども、一体その穴という、私の言う穴は何かといふと、私はこの穴はほかの方面ですべきで、一体縛るということ、土台にされてすべてのものを刑罰の対象にするといふこと自体がどうか。殊に成長盛りの子供たちに対して、つまり青年層、学生層といふものに対してはこれは絶対に、少し桃色だと

思つても、少し行動が行き過ぎたといふときであつても、これは教育の對象にして、刑罰の對象にするといふことは絶対にやめて見たらどうか、もう少し救われやしないか。丁度中山委員も若いときには少しおあはれになつたやうな元氣のいいお話をときどきなさるのでありますが、ここにもいいお手本がございます。そこで私は今度この法律が通りまして、そうして特種局がつと大きくなつて公安調査庁設置法ができて、たくさん職員ができて、それに非常な國家の経費が要ります。その経費は惜しいことだと思つております。それを私は先ずちよつとそつぽを向いて頂いて、うしろ向でもよろしうございますから、その経費をもつと國民の生活の安定するといふほうに使つて頂いて、それから又教育の對象にすべき、これから現在育てて行かなければならぬ、指導して行かなければならぬ、保護して行かなければならぬ、いろいろな者に対しての予算と、それから努力をそのほうに一応向けて、どうでもこうでもそれでいいといふときにはもう本當にその目的のところは弾が当つて行くやうな法律を立法して頂いたらどんなものかといふやうなことを思つて見ます。この間委員会でもわかつたこととございます。が、今年のメーデーでざつと千人の者が縛られて、そしてその千人の者が八百人ほど拘留された。そしてその中で百八十人が起訴になつたといふ報告を聞きまして、勿論その千人も何でもなし、そこにまあい合せたといふ者もありましようけれども、何かかそこら縛られるわけはあるだろうと思ひますけれども、併し起訴にもな

らないであらう無罪放免の形をとつて八百人の者が帰されたといひました。その間に刑務所に入るなんといふやうなことは、非常にその人たちにとつては大問題で将来をかけての損失かも知れないといふことは案じております。殊にこの中で七十人の者は家庭裁判所に送られておりまして、その家庭裁判所でお調べを受けております間は小菅の刑務所に入れられておられるのでございします。こういう子供たちの中には話を聞いて見ますといふと、余りみんな一生懸命に革命のやうなそんな恐ろしい場面を見たものだから、ついこわくなつて、お巡りさんが追つかけて来たときには石でも一つやつてやれといふことで、その辺の石を拾つて手に持つていたといふ者までそこに含まれております。これはまあ被害の大きいものだらうと思ひますけれども、どうかして私はまああんなところでうろろしております者でも、何かしましたものでも、先ず教育をやつて見よう、指導してやろうといふやうな親心を持つて頂きたいといふやうに念じております。私は法律に穴があるやうに申しました。が、どうか法にも涙がありましように、法にもやはり教育といふことをお願いいたしまして、私は伊藤修委員の修正案に賛成いたしますことにいたしますのでございします。

○委員長(小野義夫君) 次は紅露君に御発言を願ひます。

○紅露君 私は只今議題となつております破壊活動防止法案は二法案の原案に反対するものであり、修正案のうち伊藤委員提出の修正案に賛成するものであります。原案反対の理由は、すでに他の委員のかたから繰

繰開陳されましたので、ここに多くを申述べませんが、本案中最も輿論の指摘を受けておりますのは扇動の罪であり、その運用に當り認定の如何によりましては、悪意のない國民に對し被害を及ぼすことも容易に想像されるところであります。それは曾つての治安維持法の実例に見ましても明らかでございします。その他不穩文書の所持の罪、職務執行妨害の罪、その他法案の全体を通じて散見いたしますところの不備の点につきましても、前述の通り、取扱、運用の面からして同じことが言えるのであります。特に婦人の立場から一言いたしますれば、平和憲法が制定されました、政治面にも進出の第一歩を踏出して來ました現在、このやうな法が實現いたしますならば、これを要するに、本法案は基本的人權と公共の福祉とを調整するといふ意味におきまして不均衡であり、私の到底賛成いたしたいところであり、伊藤委員提出の修正案がこれを是正するものであるといふ点を認めまして、該修正案に賛成をいたし、私の反対討論をいたします。

○委員長(小野義夫君) 羽仁君の御発言を願ひます。

○羽仁五郎君 私は元來書齋に生活することを何よりの念願とした者であります。然るにこの国会に今立つておりますたつた一つの理由は、日本においてはこの書齋の片隅に學問の研究をしておる哀れな人間を捕えて、そうしてこれを投獄するといふ伝統が深く残つておるからであります。私は開戦の年に久しい間、櫻井の地下室の中に捕わ

れておりました。僅かにその部屋の中にあるばかりに行くことだけを許されて、他は固い板の間に坐せられておつた。そのはばかりに坐りますと鉄の窓からたつた一ついづも見たのは、国会議事堂の塔であります。私は毎日三回か四回かそのはばかりに坐つて、僅かに許される短かい時間この國會の塔を眺め、我々やうな學者を捕えるといふ力に對してあの國會は關つてくれないのだらうか、あの國會は學問を守つてくれないのかと毎日この國會に對して無限の期待とそして無限の絶望とを感じて暮しておりました。我がどれほど危険な行為をするといふふうに考えられて、そして我々の基本的人權を制限されておるのか。現に反對に我々の基本的人權を制限した人々こそが、日本の國の本當の公共の福祉である國民の生活を破壊してしまつたのである。私はこの悲しむべき敗戦と共に、私自身書齋にとどまるという私の最高の希望を捨てても我々のあとに來る若い人たちが安んじて書齋の片隅で學問をすることができるよう自分自身は國會において新たに國內及び國際に約束せられた憲法、これを守る決意をしたのであります。然るに以來僅かに五年にしてこのやうな法律案に對面するといふことは、実に私は私の考へた以上に意外なことであり、最初、述べたのを忘れて、お許しを願ひたかつたのですが、私は委員各位に向つてどうかこうした種類の法律案を作らないで頂きたいと、ただその一言をお願いしたいのであります。或いは學者といふものは余りに神経過敏であり過ぎる、又はこの法律を、學者は誤解している、或いは學者は現在日本が

どんなに危険な状態に置かれてゐるかといふことを知らないのだといふやうにお考へになつてゐるかたがあるかも知れません。併し學者に限らず、人間が自分の自由といふことに對して過敏であるといふことはどうも美しい道徳はないのです。そして學者が日本全國の學界を代表するかたが、連日のごとく、諸君國會議員に對してこの法案の撤回を要求せられておるのは決して單なる誤解に基いておるものではないとせん。いゝやうな學者といへども決して國會議員に劣らず、或いは政府閣僚に劣らず、日本の現在が如何なる危険の狀態にあるかといふことを十分存知しております。

私は第一に反對しなければならぬのは、この法律案が明瞭に我が憲法に違反してゐるからであります。私は國會がかくのごとき法案を制定することは許されぬと思ひます。國會が行政權に對して國民の基本的人權を制限するやうなこの種の法律、そうしたこの種の大きな權限を行政權に与へることを國會が許すといふことはできません。これは戦時とか、いわゆる過去に於いてしばしばやつた非常時とか、そういう狀態において企てられる立法と同じものです。この法案が憲法に違反するものではないかといふことは、恐らくここに御列席の皆さんの一人残らずが懸念せられてゐるところであらうと私は信じます。その故にこそこの法律案を立案者もあつたが、できるだけ絞ろうとされてゐるのです。この法律案が我が憲法の命ずるところを實現するものであるならば、絞ろうとするのではなくて、拡大する努力がなされるべ

きです。飽くまで絞つたというよう

ます。然るにこの法案は、この基本的

せよと言つて、ここにも持つて参つて

今日に至るまで明確にならない点から

せん。私の反対の第五の理由は、あら

に、政府を代表して法務総裁が常に繰

人権を制限することから始めようとし

おります。このような多数の書類を我々に配

明らからあります。そうして団体の活

ゆる法は、この法によつて不当に人権

返されるところに絞られたものは何で

ているのであります。基本的な人権を制

付されました。これらを冷静に客観的

動としての犯罪といふものは一体どう

のでなければなりません。この不当に

あるかと言へば基本的人権である、即

限することによつて、基本的人権を守

りた、併しながらあらゆる合法的守

るもの、それが取締りや刑罰の対象とな

得るべきであらう。第一に最も問

裁がこのような法案を提出することを

て意味をなさないのであります。こ

書かれては過ぎません。これは日

政府は遂にこれに納得せられる答弁を

で、治安維持法と違つて、これはい

法違反であるというのを何よりも雄

は、民主主義でもなければ公共の福祉

も、或いは如何なる政体であつて

は本法は治安維持法とは全く異なる

た。これこそ我々の何よりも生命と等

弁に語つております。すでに如何なる

越するところの独裁的な権力を守る

最高のものであり、我々がこれを侵され

おられる。政府はあるときは内乱を防

た。これこそ我々の何よりも生命と等

点において本法が憲法に違反するも

止むなざるものであるとしばしば

制する。これは我々が憲法に超

を根絶しなければならぬのだと言

いた。調査をするといふことが現実にお

のであるかは、質疑の過程において微

繰り返されておられますが、我々が

のを防ぎたいのだ、流血の惨事を防

罪、団体が騒擾の目的を以てなすも

を根絶しなければならぬのだと言

対しなければならぬのは、いわゆる

諸君がよく御承知のように、この五十

日間の、政府に向つて繰返してこの眼

を根絶しなければならぬのだと言

を根絶しなければならぬのだと言

この法案は何を守ろうとしているのか

明白の危険を立証することを求めま

は、その点において變りがあるはず

を根絶しなければならぬのだと言

を根絶しなければならぬのだと言

というのであります。本案はその文

疑いがある、併しその確証を挙げ

は、その点において變りがあるはず

を根絶しなければならぬのだと言

を根絶しなければならぬのだと言

字の上において民主主義を守り、公

疑いがある、併しその確証を挙げ

は、その点において變りがあるはず

を根絶しなければならぬのだと言

を根絶しなければならぬのだと言

共の福祉を守ると言つておられます

疑いがある、併しその確証を挙げ

は、その点において變りがあるはず

を根絶しなければならぬのだと言

を根絶しなければならぬのだと言

ながらこの法律によつて果して民主

疑いがある、併しその確証を挙げ

は、その点において變りがあるはず

を根絶しなければならぬのだと言

を根絶しなければならぬのだと言

現在すでに何びとかによつて密告されているかどうか、私はこれを知りません。密告を採用するかしないかということは、尾行、張込みをやるかやらないかという問題と同じ問題です。国民が自己の自由という点に對して敏感であるという感覚を麻痺させようとするものは、民主主義そのものを覆えそうとしているものであります。このいわゆる任意調査によつて、絶えず脅やかされることの基本的人權の損害は、何によつて救済されるのでありましょうか。これは全く救済の余地のないものであります。而も日本には叩けば埃の出ない壁はないという言葉が、まだ我々の耳の底から消え去つてはおりません。のみならず、なかつて団体に対する規制、即ち団体の集団示威行進、団体の機関紙、団体の活動そのものというもののに対する規制は、一たびこの規制がかけられた後は、絶対に救済することのできないものであります。諸君がよく知られておるよう

に、一つの団体が成長するのは、一人の赤子が成長するのよりも遙かに困難にして、その過程において血と涙によつて初めて一つの団体が成長するのであります。その団体に解散を命ずることができるといふ考へ方は、まさに憲法に違反するものであります。

○委員長(小野義夫君) 静肅に願います。(静かにせんか自由党と諷刺してくれよ)演説を聞かすして賛成も反対もするなよ、まじめにやらないさい」と呼ぶ者あり)

○羽仁五郎君 機関紙というものはどんなに多くの人が毎日汗と脂とによつて築き上げるものであるかということ、皆さんのよく御承知のところであ

ります。例えば、アカハタという機関紙が、國際的にどれほどの努力を以て非合法の時代から合法の時代に入つたかということは、その歴史を讀む人が自己の立場の如何にかかわらず、同情の意を表せざるを得ないものであります。而も、新聞が内乱を起すという事実は絶対にありません。毎日版にアカハタが日刊百万の発行を行おうとも、これに對して朝日、毎日、読売等の有力新聞は、日刊一千万を以てこれに對処することができるといふのであります。而も、その取材において、その執筆陣において、又その伝統において、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、そのほか現在日本で発行されておる長い伝統のある新聞が読者に与えておる信頼感というものは、実に大なるものがあります。如何に大であるかは、現に我々國民がそれらの新聞に對する信頼を通じて戦争に導かれたことでもさう明らかなであります。それほどの影響力を持つた新聞が現在出ているのであります。新聞そのものがみずから……

○委員長(小野義夫君) 静肅に願います。

○羽仁五郎君 國家を転覆するといふことはありません。ギリシヤ以来言葉が害をなすことはないといふことは鉄則であります。言葉に對してはただ言葉のみが救い得る。新聞に對してはただ新聞のみが救い得るのです。集団示威行進といふものは、人類が多年に亘つて最も野蛮な闘ひの方法から近代に至つて発明したところの最も近代的な方法であります。これを抑圧することによつて発生するものは極めてプリミチブな暴力が復活して来るだけであり

ます。これらの重要な權利が侵害され

て、これを救うに由がないという状態に持つて行こうとしておるのが本法であります。不当に權利を侵害された人がある場合に、みずからさう思う人がある場合に、それを救う、救済する手段を備えていないといふ法律は民主主義的な法律ではありません。

私が反対するその第六であります。第六の理由は、本法は何らの効果がないからであります。政府みずから認めておられるように、仮に破壊活動をする団体がある場合、これに對して本法を適用する結果、それらの団体は地下に潜るだけでありまして、政治上の主義主張というものを以て飽くまで合法的に闘つて、最後に手段尽き、言葉尽き、理尽き、筆尽き、口も尽きて、さうして実力行動に移ろうとすることは政治家の最後の悲願です。我々の先輩のそうした政治家の行為が歴史の上に残つています。日本ばかりではない、國際的にさうした政治家が今日民衆の崇拜の的となつておるのです。これは、如何に法によつてこれらの運動を取締ることができないかといふことを何よりも明らかに示しております。政府は、本法によつて所定の目的を達することができるといふ我々の質問に對して、できると答へたことは一回もありません。

法律としての本法に對する私の反対の最後は、この法は何らの効果なくしてあらゆる弊害があるといふことである。この弊害は大別して二種類になります。一つは、本法が規制しようとするところの団体は、地下に潜り秘密活動を開始する。従つて本法を適用しようとする政府機関は、どうしても秘密活動を開始せざるを得ません。こ

の点は我々が政府に向つて質疑をした際に明らかにされたことであります。この政府機関が秘密活動をやるといふことは即ち特高、治安維持法とこの法とが本質的に共通している点であります。従つて、現に本法によつて設置せられるのであります。官庁には、恐らくはいわゆる元の特高の關係の人々、或いはその警察官或いは検事の諸君が、この中で働かれるであらうといふことを委員の多くのかたが心配せられて、さうしたことが絶対に行われなことを要望せられたのであります。これは本法の本質が、政府が秘密活動をやるといふことは如何に恐るべきかは委員各位のよく御承知の点です。我々は、秘密政治によつて日本を亡國に陥れたのであります。而もこれは最近のことではあります。実に長い伝統です。徳川時代以来の伝統です。秘密國を亡す。この言葉はまだ我々の眼前から拭い去ることができないのです。さうしてこの秘密政治によつて如何に哀れな個々の市民が泣かされるかばかりではあります。それによつて遂に國家の政治そのものがこれを指導すべき人々の手から奪い去られてしまふのです。現に、我が憲法は政府の秘密活動を許しておりません。国会が如何なる場合にもこれを審議することができるといふことを……しなければならぬと

技術的な点における秘密といふものが最小限度に許されるのに過ぎないのです。然るに本法適用の対象となる団体が地下秘密活動をやるといふ結果は、本法を適用しようとする政府機関は秘密活動自体がその主体となるのです。そしてそこに必ずや国会議員諸君が審議す

ることのできない予算が発生します。この国会が審議することのできない予算が如何に危険なものであるかは諸君の絶対に忘れることのできないところであらうと思ひます。曾つてこうした秘密費によつて国会議員が買収されたことがあります。政府の首領に……首相によつて買収されたことがあります。諸君はさうした危険が決して復活することがないと思ひ中で断言せられるかたがありますか。而もこの弊害、何らの効果なくして恐るべき弊害を持つておるところの本法の第二の弊害は、本法が対象としているところの破壊活動は必ずやその団体の活動は、これはあり得ないものであります。これは質疑の過程においてしばしば「団体としての破壊活動をやるといふことは一体どういふことだ」といふことが各委員から質疑せられましたが、遂に団体としての破壊活動といふものは何であるかが明らかにされないのです。それでは逆に現在日本においてさうした破壊活動をやつていふ団体があるのか、その確証を示せといふ我々の政府に對する質疑に對して政府は、その疑いがあるといふことだけであつて、その確証を示すことができないと言つておられるのであります。断言しておられるのであります。諸君どうして人間の作る団体が破壊活動をする目的とすることがあり得ますか。これは人間性に對する実に許すべからざる侮辱です。団体として破壊活動をやるといふ団体なんというものがありませんか。こんなものはあり得ないのです。従つてさうしたあり得ないものを探さうといふことから必ずそこにつて来る弊害が又二つあるのです。その一つは、ないものを探すの

ら日本全国至る所を探し歩くのであります。過日国会図書館の館長金森徳次郎博士が、最近国会図書館にまで何人とも知れず断りなく入つて来て、そうして部屋をうろく歩いて、そうして最後に断りもしないで出て行く者がいる、館員一同非常な不安とそして不愉快を感じているということを言われております。ない団体を探すのだからあらゆる所を探し歩くのです。そのために最近大学の中をも探し歩くのです。そして学問の自由、教育の自由という積極的な意義のある自由を警察の目的、治安の目的という何らの積極性のない行政行為によつて脅かしているのです。古来未だ曾つて警察によつて国が栄えた国はありません。教育によつて栄えた国はあります。警察が何らの積極的な意味を持たない、消極的な意味しか持たないということは言を待たない、然るに教育は積極的な意義を持つてゐる。而も大学の自由たるや日本においても国際的にも多年の人類の闘争によつて、努力によつて初めて築かれて来たものである。諸君は如何に立派な警視總監でも、その警視總監が一つの大学の校長として学生と教授との信頼を得て行くことは不可能であることをよく御承知でありましょう。この弊害の最後のものは、どうしても破壊活動をする団体が見当らない場合にはこの法がそうした団体を作り出すことである。堂々たる堂々たる政党、これに対しては堂々たる組合、これに対しては堂々と組合を以て闘う、これこそが政治家のなすべき方法であります。然るにその政党、その組合に何ら関係のない犯罪を結び付

けて、そしてこの自己の政敵たる政党を犯罪者の団体であるというようにして縛ろうとするがごときことは、これほど恥すべきことはいきません。而もこうした事実が我々の最近の歴史の上になかつたのではありません。我々が決して忘れることのできないのは、一九三三年でしたか、ナチスが政権を取つて、そして共産党員或いは偽共産党員、或いは曾つて共産党員であつた、いづれにせよ精神薄弱なる一人の青年を誘惑してドイツの国会に放火した。これこそドイツの国家の基本組織を破壊するものであるという理由を以て共産党員を、国会議員をも逮捕し、続いて社会党員を逮捕し、続いてあらゆる民主主義者、自由主義者を逮捕してここにファシズムの政権、ヒットラーの政権を打ち立てたことは決して諸君が軽々しく忘れてよい事実ではございません。以上が本法の法としての性質において私が、どうか諸君がこのような法を制定しないで頂きたい。否決して頂きたい。政府提出の原案並びにこれらに對して各位がさまざまの苦心をせられお作り下さいました修正案、その御苦心に對しては私は心から感謝するものであります。併しながら根本的にこのような危険を孕んでいる法律案を我々は制定すべきではありません。現在我々は總理大臣に向つてあらゆる権力を与えているのです。その権力によつて總理大臣は社会政策においても教育においても言論新聞の自由においても十分の政策をすることができはすなはち十分の権力を与えている。その権力を握つた總理大臣が、その権力を以てしても

内乱が起り得ることを防ぎ得ないといふことを国会に向つて言つてゐるのであります。そうして自分が政權を取つてゐるために内乱が起り得るやうだ、従つてその内乱を防ぐ法律案を国会が制定してくれと言つてゐるのであります。かくのごとき恥すべき行為がありましかうか。民主主義政治は政府の交替の原則を示しております。現在国家の全権力をその手に委ねられるならば内乱などの起る余地なく、善政を行う政党が日本に決してないことはないだらう。すべからず総選挙という近代的な方法によつてそうした措置に進まれるべきであります。吉田首相の尊敬しておられる古島一雄翁が、最後に被防法について如何に心痛しておられたかは御承知の諸君もごさいましよう。古島一雄翁が最後の息を引取られる前に言われたことは、吉田首相は安政の大獄をやろうとしてゐる、この言葉であります。私はどうか諸君がこのような法律、政府原案並びにそれらに類するものをこの際一掃して、そうして全く別個の見地から、若しもこの社会に忍むべきものがあるとすれば、それを法の手によつて防ぐべきではなくして、積極的な政策によつてそれらを攻撃し、そうして真実の幸福を国民に与へべきです。国民はそうした政党にその全権を与えることを決して躊躇しません。全権を与えられながら内乱が起り得るやうだ、そのために基本的人権を制限してくれといふような法律案を出す政府を我々はこれ以上許すべきではないと思ふ。

○委員長(小野義夫君) 以上を以ちまして討論は終局いたしました。これより採決に入ります。

破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、以上三案を一括して議題に供します。

先ず伊藤君提出の修正案全部について採決をいたします。伊藤君提出の修正案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○委員長(小野義夫君) 少数と認めます。よつて伊藤君提出の修正案は否決せられました。

次に中山君提出の修正案全部について採決いたします。中山君提出の修正案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○委員長(小野義夫君) 少数と認めます。よつて中山君提出の修正案は否決せられました。

討論中提出されました修正案はいずれも否決せられましたので、三案の原案全部について採決いたします。

三案を原案通り可決することに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○委員長(小野義夫君) 少数と認めます。よつて三案は否決すべきものと決定いたしました。(拍手)

なお例によりまして委員長のお頭報告の内容、審査報告書の内容は委員長に御一任願ひます。

三案に反対の諸君の御署名を願ひます。

多数意見者署名

宮城タマヨ	伊藤 修
松浦 定義	岡部 常
中山 福蔵	内村 清次
吉田 法晴	片岡 文重
紅露 みつ	羽仁 五郎

○委員長(小野義夫君) 本日はこれを以て散会いたします。

午後九時十七分散会

昭和二十七年七月二十三日印刷

昭和二十七年七月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁